

第4章 本件問題（本件金品受領行為及び本件事前発注約束等）について

本章においては、第1として、関西電力等（第1章第2で定義したとおり、関西電力、関電プラント及び関電不動産開発を指す。）の役職員による金品の受領について関西電力等における内規や過去の処分例について、第2及び第3として、森山氏に関連して関西電力・本件取引先等間の受発注に生じていた問題について詳述する。

第1 関西電力等の役職員による金品受領

1 関西電力等における取引先からの贈答・接待について

(1) 関西電力等における取引先からの贈答・接待に関するルール

関西電力グループにおいては、「コンプライアンス・マニュアル」において、「贈答や接待については、節度をもって良識の範囲内にとどめます。」「政治や行政と適正な関係を保ちます。政治や行政に対して、接待・贈り物等により不当な利益を提供しません。」と定められている（第2章16「贈答・接待等に対する節度」）。

「コンプライアンス・マニュアル」においては、「こちらから接待を強要してはならないのは当然のこと、先方からの申出であっても、度を越えた接待は受けるべきではありません。私たちが、接待と引換えに特定の取引先に発注していたといったことがあれば、お客さまや社会は関西電力グループをどのような目でみるでしょうか。不透明な事業運営を行う会社として、信頼を失ってしまう可能性があります。お客さまや社会から不透明な事業運営に見える行為は、避けなければなりません。」との記載がある。また、当該規定に関するQ&Aでは、「『良識の範囲内』がどこまでかは、頻度・価格・役職等の立場などによって変わり、一概に言うことはできません。しかし、…（中略）…頻度が高く、価格も高額であり、良識の範囲を越えたものであると見られる可能性がある行為は、避けるべきです。…（中略）…昨今、民間どうしの接待といえども、社会からの目は厳しいものになっています。関係構築は節度を持って行い、常に、第三者であればどう見るかという意識を持って行動するようにしましょう。」と記載されており、多額の金品の授受については、これを避けるべき旨が記載されている。

また、後述するとおり金品を受領した者が存した関西電力等においては、上記コンプライアンス・マニュアルのほかに、社外の者からの贈答や接待を直接的に

規制する内規は存在しなかった⁶⁸。社外の者からの贈答や接待について、コンプライアンス上問題となる事象を除き、受領者等に対して、その所属する企業に対する報告を網羅的に義務付ける内規もなかった。

しかしながら、本件問題を受けて、関西電力は、2019年12月9日付で、「贈答および接待の取扱いに関する規程」、「贈答および接待の取扱いに関する規程取扱通達」及び『贈答および接待の取扱いに関する規程』『贈答および接待の取扱いに関する規程取扱通達』に関するQ&A集を制定した。これらの規程では、贈答（中元、歳暮、昇進祝等の名目の如何にかかわらない。）については全面禁止⁶⁹とされている。また、接待についても、会費制又は定例的に行われ幹事会社が交代で費用を支払うといった限定的な場合であり、かつ事前に会社の承認を得た場合を除き、原則として全面禁止⁷⁰とされている。これらの規程に反して贈答又は接待を受けた場合は、受領者の役職に応じて、所属長、コンプライアンス推進責任者又は総務室長等に対して報告しなければならないほか、贈答品の返却や接待の費用負担の申し出等の是正措置を行うものとされた。

また、関電不動産開発は、2019年11月12日付で、「接待・贈答に関する規程」及び「接待・贈答に関する取扱いマニュアル」を制定した。これらの規程では、役職員が社会常識の範囲を超えるような接待や金品その他有形無形の利益を接受したり供与したりすることなどが禁止⁷¹されている。

なお、関電プラントにおいては、2020年2月時点においては、上記のような接待・贈答に関する内規は制定されておらず、同年3月末までに新たに制定することを検討しているとのことである。

(2) 関西電力グループにおける取引先からの贈答品受領に関する傾向

⁶⁸ なお、関電不動産開発においては、2016年4月に競争発注の実施部門を対象に作成された「競争発注業務における取引先への対応ポイント集～入札談合を誘発・助長させないために～」において、「2.取引先との関係で気をつけなければならないこと」「(4)取引先との節度を持った対応」として、「社会通念を逸脱する取引先からの贈答や接待の申し出は固く辞退する」などと記載されている。

⁶⁹ ただし、業務関連性のないものは贈答に当たらないとされており、業務関連性の有無については、①相手方との間における職務上の利害関係の状況、②私的な関係がある場合はその経緯および現在の状況、③行おうとする行為の態様を総合勘案して判断するとされている。

⁷⁰ ただし、贈答と同様に業務関連性のないものは接待に当たらないとされているほか、取引先との間の負担額の多寡や、関西電力側の負担主体が会社か役職員かによって、接待に当たるか否かが区分されている。

⁷¹ ただし、一定額未満の中元及び歳暮は社会常識の範囲として受領しても構わないとされている。また、一定額以上の中元及び歳暮は、受領時に会社に報告した上で、贈答元に対して、社内規程により次回以降辞退する旨明記した礼状を送付するものとされている。

当委員会は、本件書面調査及び本件ホットライン等により、森山氏又は本件取引先から受領した金品以外に、より一般的に、関西電力及びその子会社の役職員が取引先からどのような贈答品を受けていたかを調査した結果、以下のような傾向が認められる。

関西電力グループの役職員を対象に実施した本件書面調査によれば、本件書面調査対象者の約 69%が取引先（森山氏及び本件取引先を除く。）から贈答品を受領したことがあり、全体の約 33%の者が 1 万円以上の贈答品を受領したことがあった。

本件書面調査及び本件ホットライン等によれば、贈答品を受領する名目としては、1 万円以上のケースでは、昇進祝い（就任祝いや異動に際しての餞別も含む。以下同様である。）が最も多く、1 万円未満のケースでは中元や歳暮が最も多かった。そのほか、入院した際のお見舞い等として受領するケースもあった。

また、受領した贈答品の内容は、昇進祝いとしては、現金、商品券、スーツ仕立券、ワイシャツ仕立券、カタログギフト、食品、花等が多い。いずれも 1 万円～3 万円程度のものが多いが、10 万円や 20 万円程度の贈答品を受領した事例も複数認められた。中元・歳暮としては、食品、ワイシャツ仕立券、商品券、ビール券等が多い。食品はその金額が不明なものが多いが、そのほかは 1 万円～3 万円程度のものが多かった。

(3) 関西電力等における取引先からの贈答・接待に関連する懲戒事例

1980 年代以降、取引先から金品の提供や饗応を受けたことについて懲戒処分がなされた事案は、関西電力において 6 件、関電不動産開発において 1 件存在する。

この中には、取引先から頻繁に飲食接待を受けるとともに車代として金銭を受領し、当該取引先による多額の不正請求を看過していた者について減給等の処分がされた事案が存在する。

また、2016 年に関西電力の電力流通事業本部において発覚した事案では、延べ 91 名⁷²もの従業員が、工事立会や工事竣工等に際して、協力会社から昼食代や謝礼等の名目で、現金、商品券、クオカード等の金品を受領していた⁷³。当該事案において受領した金品の額は数千円～最大 5 万円程度（飲食代等も含まれるとのことである。）であり、金品受領の態様としては、関西電力の従業員から

⁷² なお、金品受領者の数は 2014 年 1 月以前に 60 名、2014 年 2 月以降に 31 名とのことであり、両時期を通じて同一の者が受領していた可能性もある。

⁷³ 協力会社からの金品受領のほか、協力会社においてアルバイトをしていた者もおり、併せて処分がなされている。

金品を求めていないにもかかわらず、協力会社の者から強引にポケットに押し込まれたり、受領を断っても車内に投げ入れられたりしたことにより受領したケースも多くあったとのことである。当該事案で下された懲戒処分のうち最も重いものは「出勤停止」であった。なお、当該事案について、関西電力では、「一部の者は、高額な現金（数万円）を複数回にわたり受領しており、不適切極まりない」とされ、また「現金を含む金品の継続的な受領という不適切事象があったことを重く受止め、事象の根絶と再発防止に事業部門全体で取組む」とされており、原因の分析と再発防止策の検討がされている。

これらの懲戒処分事案のほか、懲戒処分には至らないものの、取引先から饗応を受けたり、取引先が同席しない懇親会費用やタクシー代を取引先に支払わせるなどした者に対し、人事上の措置として戒告がなされた事案も存在する。

なお、関西電力等においては、上記のとおり金品等の受領や接待に関する懲戒処分等の事案が存在したが、森山氏及び本件取引先等からの金品受領については、後記第6章第1、6(1)のとおり、一部の者に対する社内処分が行われたことを除けば、これまで懲戒処分ないしは戒告等の措置がなされたことはなかった。

2 関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品受領の状況

(1) 関西電力が実施した本件社内調査により判明した金品受領の状況

関西電力が2018年に実施した本件社内調査によって判明した、森山氏及び本件取引先から金品を受領した関西電力の役職員は合計23名であり、その詳細は別紙4-1-2-1（この別紙は本件社内調査報告書別添1及び追加社内調査報告書（2019年1月8日付）別添2を引用したものである。）のとおりであり、森山氏から受領した金品の総額は、約3億2000万円であった。

これを踏まえ、当委員会が上記関西電力による本件社内調査の調査対象者に対する本件ヒアリング調査等を実施したところ、以下のとおり、本件社内調査報告書による調査結果を修正すべき事実が判明した。

- －会長であった八木誠氏（以下「八木氏」という。）は、本件社内調査報告書記載の受領金品に加えて、2001年6月頃の中央送変電建設事務所長就任時に森山氏へ挨拶に行った際、商品券約30万円分を森山氏から受領した。八木氏によれば、受領した商品券相当額の品物を購入し、中央送変電建設事務所の幹部であった者を介して、森山氏に返礼したとのことである。
- －大飯発電所の幹部であった者は、本件社内調査報告書において金品受領なしとされているが、大飯発電所の同役職に就任した2010年代前半に、10万円相当の女性用化粧品を森山氏から受領した。このことは、本件社内調

査時にも報告されており、その際は手土産として受領したものとして金品受領なしと整理されていたが、当委員会としては価額が 10 万円という一定程度高額に及ぶことから修正すべきと判断した。

一原子力事業本部の幹部であった者は、本件社内調査報告書において商品券を合計 30 万円分受領した旨が記載されている。しかし、より正確には、同氏によれば、2010 年代に、現金 10 万円及び商品券 13 万円分の合計 23 万円分を森山氏から受領したとのことである。このうち、現金 10 万円は同幹部の親族が他界した際に香典として受領したものであるため、5 万 5000 円相当のワイシャツ仕立券を香典返しとして返礼したとのことである。また、本件社内調査においては、香典のほかに商品券 10 万円分を 2 回受領したと述べたが、当時は 2 回目に受領した商品券を開封しないまま 1 回目と同額の 10 万円だと思い回答したが、改めて受領した商品券を確認したところ、2 回目は 3 万円だったため、金額を修正したとのことである。

一京都支店の幹部であった者は、本件社内調査報告書において、現金及び商品券を併せて 110～120 万円受領した旨が記載されているが、これに加えて、関電不動産株式会社（現在の関電不動産開発）在職期間中である 2010 年代後半にも、森山氏から商品券 10 万円程度分を受領し、また同幹部の親族が他界した際に森山氏から香典として現金 10 万円を受領した。同幹部によれば、前者の商品券は未開封のまま保管しているため、その金額については推測によるものであり、後者の香典については、商品券 5 万円分を香典返しとして返礼したとのことである。

一原子力事業本部の副事業本部長であった勝山佳明氏（以下「勝山氏」という。）は、本件社内調査報告書において、森山氏から商品券 2 万円分を受領した旨が記載されているが、これに加えて、関電プラント常務執行取締役在職期間中である 2015 年 12 月 2 日に森山氏から就任祝いとして商品券 20 万円分を受領した。なお、勝山氏によれば、本件社内調査の段階でも商品券 20 万円分を受領を含めて関西電力に申告したとのことであり、また、受領した商品券は関電プラントに預けて保管中とのことである。

なお、原子力事業本部の本部長代理であった白井良平氏（以下「白井氏」という。）は、本件社内調査報告書において現金 200 万円を受領したと認定されているが、そのうちの 100 万円については、2012 年 7 月 23 日に森山氏及び塩浜工業の役員と会食をした際に当該役員から受領した手土産の中に入っていたとのことであった。なお、本件デジタル・フォレンジック調査により顕出された資料には、白井氏が同日に 300 万円を受領したことをうかがわせる資料が存在したが、白井氏に対する本件ヒアリングによれば、この時に受領した

のは間違いなく 100 万円であるとのことである。

(2) 本調査により判明した金品受領の状況

前記(1)を除き、本件ヒアリング、本件書面調査及び本件ホットライン等の本調査により新たに判明した、関西電力等における森山氏及び本件取引先等からの金品受領者は 52 名⁷⁴（関西電力 41 名、関電プラント 7 名、関電不動産開発 7 名）である。したがって、前記(1)の 23 名と併せて金品受領者は合計 75 名（関西電力 64 名、関電プラント 7 名、関電不動産開発 7 名）となり、森山氏及び本件取引先等から受領した金品の総額は、約 3 億 6000 万円に上った⁷⁵。これら 52 名について、金品受領者、受領した金品、金品を受領した時期及び返却又は返礼の有無の詳細は別紙 4-1-2-2 のとおりである。なお、これらの合計人数及び合計額の算定においては、社会的儀礼の範囲内と考えられる贈答については除外している。

また、本件ヒアリング、本件書面調査及び本件ホットライン等によれば、これらの調査対象となった、別紙 4-1-2-2 の一覧表に記載されている以外の関西電力の部門（火力事業本部⁷⁶及び水力事業本部を含むがそれに限られない。）及び関西電力の子会社においては、上記のような森山氏及び本件取引先等からの社会的儀礼の範囲を超える継続的な金品受領は認められず、また、これと類似するコンプライアンス上問題のある金品受領も認められなかった。

(3) 金品受領・返却等の状況の分析

ア 役職員による金品受領について

⁷⁴ 前記第 1 章第 2、2 のとおり、各社において重複して受領していた者が含まれているため、合計としては 55 名ではなく 52 名としている。

⁷⁵ 百万円以下は四捨五入している。現金及び商品券以外の金品の算定方法としては、基本的に本件社内調査における算定方法と同様に、米ドル 1 ドル 110 円、スーツ仕立券 1 着 50 万円、金 4800 円/1g、金杯 1 個 44 万円、1 オンス金貨 1 枚 15 万円（金貨の重量が不明である場合は 1 オンス金貨として算定）、小判 1 枚 8 万円（重量が判明している場合は 4000 円/1g）として算定し、それらに加えて、ワイシャツ仕立券を 3 万円、受領した金品や回数について幅のある供述がある場合にはその下限とし、金額について自己申告のある金品はその額によることとして算定した。

⁷⁶ 2000 年代後半、舞鶴発電所（火力）の幹部であった者が、立地業務の先輩であった高浜発電所副所長の要請により森山氏との会食に同席した際に、森山氏及び吉田開発から手土産として受領した紙袋の中に商品券が入っていたことが 1 回のみあったとのことである。なお、その後、同幹部に対して、森山氏及び吉田開発からそれぞれ仕事を発注して欲しいとの依頼があったが、同幹部は拒絶したとのことである。

(ア) 受領者及び受領物について

本件社内調査及び本調査によれば、関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品受領について、以下の事実が認められる。

a 原子力事業関係の役職員

(a) 美浜町への原子力事業本部設置以前

1987年5月に森山氏が高浜町の助役を退任した直後から、関西電力の役職員は森山氏から金品を受領するようになった。なお、本調査において、森山氏が高浜町の助役を退任した1987年5月以前に、関西電力の役職員が森山氏から金品を受領した事実は認められなかった。

本調査において判明した最も古い時期の金品受領は、1980年代の大飯発電所長による5～10万円分の商品券の受領である。同所長によれば、1987年5月の高浜町助役退任後、森山氏が同年6月頃に同所長の自宅を訪問し、「柳田産業を頼む。」と言って商品券を置いていったとのことである。なお、同時期の原子力事業本部長及び高浜発電所長は既に他界しており、本調査でヒアリングにより金品の受領の有無を確認することはできなかった。

森山氏が高浜町助役を退任した1987年から、原子力事業本部が若狭支社と統合する形で福井県三方郡美浜町に設立される2005年頃までの金品受領者の役職は、高浜発電所、大飯発電所、福井原子力事務所（1994年に若狭支社に改組）といった福井県内の部署の重要な役職者が多くを占めていた。もっとも、原子力管理部の幹部であった者（1980年代後半に受領）や取締役であった者（1990年代前半以降受領）といった本店の役職員の中にも森山氏から金品を受領している者がいた。

受領した金品の金額としては、1回当たり5～20万円相当が多く、主に就任祝いや離任時の餞別として受領したケースが多かった。もっとも、例えば大飯発電所の幹部であった者のように、森山氏との会食時に渡される手土産の中に商品券やワイシャツ仕立券が入っていたという会食時の金品提供のケースもあった。

一方で、上記の取締役であった者は、1kgの金の延べ棒2本（1990年代当時の時価で1本当たり約140万円）や金の小判等、当時の金品受領者の中では特に高額な金品を受領していた。同人によれば、これらの金品は、同人が取締役に就任後、森山氏が同人の自宅を訪問した際に置いていったとのことである。

(b) 美浜町への原子力事業本部設置・東日本大震災以降

福井県三方郡美浜町に原子力事業本部が設置された 2005 年以降は、前記の各発電所⁷⁷や後記 b の京都支社の重要な役職者に加え、原子力事業本部の事業本部長、本部長代理、副事業本部長（発電、技術、企画等の各担当）や森山氏対応を担っていた総務担当部長らも金品を受領するようになった。

特に、2011 年の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故以降、原子力発電所の運転が順次停止され、その後の新規制基準への対応の必要等の事情から、前記第 2 章第 2、1(3)イのとおり、原子力発電所における土木建設工事等の工事発注が増加することが見込まれたが、これらと時期を同じくして、森山氏が関西電力の役職員に対して提供する金品の額も急激に増加し始め、1 回当たり 100 万円以上の金品が頻繁に提供されるようになった。具体的には、以下のとおりである。

豊松秀己氏（以下「豊松氏」という。）は、2009 年 6 月から原子力事業本部長代理、2010 年 6 月から原子力事業本部長を務めていたが、2010 年 1 月以降、森山氏及び柳田産業、オーイング、塩浜工業から、合計 40 回以上にわたり合計約 1 億 1000 万円相当の金品を受領した。とりわけ、2011 年 8 月に森山氏から商品券 200 万円分を受領して以降、1 回当たり 100 万円以上の金品を受領するようになり、1 度に 1000 万円もの現金を複数回受領したり、100 万円相当以上の商品券や米ドルを複数回受領していた。

森中郁雄氏（以下「森中氏」という。）は、2006 年に高浜発電所長に就任して以降、森山氏から金品を受領するようになり、合計約 4000 万円相当の金品を受領した。2014 年までは 1 回当たりの受領金品の内訳の記録が残っておらず詳細は明らかにはならなかったが、記録が残っている 2015 年以降、原子力事業本部長代理として、森山氏から 100 万円以上の現金や商品券を複数回受領しており、2017 年には現金 500 万円を 2 回にわたり受領している。

鈴木聡氏（以下「鈴木氏」という。）は、2013 年 6 月に原子力事業本部副事業本部長に就任して以降、森山氏並びに吉田開発、柳田産業、オーイング及び塩浜工業から、合計 70 回以上にわたり合計約 1 億 2000 万円相当の金品を受領しており、100 万円以上の現金や商品券及び米ドルを受領したり、1000 万円や 500 万円といった非常に高額の現金を受領することも複数回あった。

そのほかにも、原子力事業本部長代理であった白井氏や原子力事業本部副事業本部長であった右城望氏（以下「右城氏」という。）や大塚茂樹氏（以下「大塚氏」という。）も 100 万円の現金や商品券を受領することがあった。以上のよ

⁷⁷ 美浜発電所に関しては、2010 年代前半に、美浜発電所の幹部であった者が、森山氏から商品券 10 万円分を受領していたことが確認されたが、本調査においては、それ以外に美浜発電所の幹部による受領は確認されなかった。

うな 5 名についてのより詳細な金品の受領状況、返金・返礼の状況等については別紙 4-1-2-1 のとおりである。

このように、2011 年以降は、1 回当たり 100 万円以上の金品の提供が頻繁に行われるようになり、その中には 1000 万円もの現金が提供されるという異常な事態が生じていた。

なお、この時期においても、各発電所や後記 b の京都支社の重要な役職者が受領していた金品は 1 回当たり数十万円程度であることが多く、上記のような非常に高額な金品は原子力事業本部の幹部に対してのみ提供されていた。

b 京都支社（旧京都支店）の役職員

京都支社（2015 年 6 月の組織改正以前は京都支店）の幹部も、遅くとも 1991 年頃以降、森山氏から金品を受領するようになり、以後、歴代の多くの京都支社の幹部が金品を受領していた。

受領した金品の金額としては、1 回当たり 5～20 万円程度が多く、主に就任祝いや離任時の餞別として受領したケースが多い。また、京都支社では、幹部らが森山氏と定期的に食事会を開催していたり、春の花見と称して森山氏を原子力事業本部とともに接待することなどがあり、それらの際に渡される手土産に金品が入っていたケースもあった。

このほか、京都支店の幹部であった者によれば、2000 年代前半、森山氏及び吉田開発の役員からの依頼に応じて関西電力所有地を吉田開発に賃貸したところ、そのお礼として設けられた会食の席で受領した手土産の中に商品券 20 万円が入っていたことがあるとのことである。また、別の京都支店の幹部であった者によれば、2000 年代後半、森山氏から吉田開発に関西電力所有地を譲渡してほしいとの要請を受け、当該土地は遊休地であり譲渡金額も妥当であったことから売却したところ⁷⁸、売買契約の調印の際に森山氏から受領した手土産の中に現金 10 万円が入っていたことがあるとのことである。さらに、京都支社の幹部であった者によれば、2010 年代後半、別の京都支社の幹部からの歳暮を渡しに森山氏が入院している病院を訪問したところ、森山氏から「お見舞いによく来てくれた。」「いつも貰ってばっかですまんかったな、御礼に受け取ってくれ。」などと言われて、商品券 10 万円分を受領したとのことである。

このような京都支社と森山氏との関わり合いには、京都支社の営業所が若狭地域にあったこと及び前記第 2 章第 3、3(2)のとおり、森山氏が 1990 年代前半以降京都市に居を移し、森山氏と継続的に接触する機会が多くなったことが影

⁷⁸ なお、最終的には、買主は吉田開発ではなく吉田開発の役員の親族が代表を務める企業に変更された。

響していると考えられる。

c 電力システム技術センター（旧中央送変電建設事務所）の役職員

送電線や変電所に関する工事を担当する電力システム技術センター（2003年6月の組織改正以前は中央送変電建設事務所）の役職員も森山氏から金品を受領していた。

1990年代後半に中央送変電建設事務所の幹部であった者は、関西電力の役員を通じて森山氏から同幹部に挨拶したいとの申入れを受け、森山氏と面談した。その際、吉田開発の役員も同席しており、森山氏の合図を受けて同役員が紙袋を手渡してきたところ、その中に50万円分の商品券が入っていたとのことである。この際、同幹部は森山氏から、吉田開発が送電線の工事に参画したいと依頼されたとのことである。また、同幹部は、2000年代前半に関西電力の幹部への就任が内定したところ、就任祝いとして、森山氏から100万円相当の金製品を受領した。

その後、八木氏が森山氏に挨拶に行った際、前記(1)のとおり、八木氏は商品券30万円分程度を受領した。

さらに、2010年代前半、電力システム技術センターの所長であった福田氏及び同センターの幹部であった者2名が森山氏から金品を受領していた。本件ヒアリングによれば、2010年代前半に電力システム技術センターが大飯町において太陽光発電所の工事を行うことになったところ、京都支店から、当該工事が若狭地方において比較的大きな工事のため森山氏に事前に説明した方がよいとの指摘を受け、森山氏と会食を行い工事の概要を説明したが、その際に、着任祝いとして金品を受領したとのことである。

その後も電力システム技術センターでは、高浜町での太陽光発電所の工事や美浜町での改良工事等があったことから、森山氏に工事について説明するために電力システム技術センターの幹部らが面談しており、その際に森山氏から商品券やスーツ仕立券を受領していた。

d 関電プラント及び関電不動産開発の役職員

関西電力の役職員だけではなく、以下のとおり、関西電力の子会社である関電プラント及び関電不動産開発の役職員も森山氏から金品を受領していた。

(a) 関電プラント（旧商号：関電興業株式会社）の役員

関電プラントは、原子力発電所や火力発電所等の設備の点検、設備設置・修繕等を行う会社であり、若狭地域の原子力発電所においてもこれらの工事を請け負っている。

関電プラントの代表取締役社長やその他の取締役は、遅くとも 1997 年 6 月以降、森山氏から金品を受領していた。前記第 3 章第 1、5(1)のとおり、森山氏は 1987 年 7 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日まで関電プラントの顧問を務めていたところ、関電プラントの役員は、森山氏との会食の際に渡された手土産に現金や商品券、金貨が入っていたり、就任祝いや離任時の餞別として金品を受領していたほか、森山氏から突然現金が送付されてきた者もいた。なお、関電プラントの幹部であった者によれば、森山氏から商品券 10 万円分を受領したところ、同幹部が受領当時自ら作成したメモに、日付の記載とともに「****対策工事でオーイング使用予定 全国百貨店券 10 万円」との記載があるとのことである。これは 2010 年代前半に高浜発電所及び大飯発電所において当該工事を検討していたところ、森山氏から同幹部にオーイングを使ってくれないかとの連絡があったことから、同幹部が関電プラントの担当者に確認したところ、オーイングに発注する予定だったと言われ、実際にオーイングに発注したことがあり、その頃に森山氏から受領したとのことである。

(b) 関電不動産開発（旧商号：関電不動産株式会社、関電産業株式会社）の役員

関電不動産開発は、高浜町等の若狭地域における関西電力の役職員用の独身寮や社宅の修繕や管理等を行っており、これらの業務に関連して、若狭地域において工事の発注を行っている。

後記第 3、3(1)のとおり、関電不動産開発では、遅くとも 2000 年代前半から、森山氏の要求に応じ、関電不動産開発の幹部が森山氏と年に 1 回面談を行い、関電不動産開発が吉田開発や X2 社及び X4 社に対して翌年発注する工事の内容や概算額を説明していた（ただし、2010 年代以降は、森山氏による説明要求の対象は吉田開発に対する発注工事のみとなった。）。その際に、関電不動産開発の幹部が森山氏から受領した手土産に、商品券や金貨が入っていることがあった。このような森山氏との関係については、2010 年代後半まで続き、順次、前任の幹部から後任の幹部に対し、森山氏への発注工事の内容説明等に関する引継ぎがなされていた。なお、関電不動産開発の幹部退任後に同社の監査役に就任した者が複数名いるところ、監査役就任後に後任者とともに森山氏に異動の挨拶に行った際に、森山氏から商品券を受領した事案もあった。また、当該部署を所管する取締役も同幹部とともに森山氏と会食することがあり、その際に森山氏が

ら金品を受領した事案もあった。

e 小括

関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品の受領は、森山氏が高浜町の助役を退任した直後から始まり、その受領者は、若狭地域に所在する原子力部門の重要な役職者を中心としつつ、工事発注に関係のある部署の役職員及び子会社の役職員等多岐にわたっていた。本件社内調査及び本調査により判明した関西電力等の役職員における金品受領者は、合計 75 名である。

2005 年に原子力事業本部が美浜町に設立された以降は、従来は大阪の本店に勤務し森山氏と疎遠だった役職員の多くが、森山氏から金品を受領するようになった。特に、東日本大震災以降、原子力発電所の運転が順次停止され、その後における新規規制基準対応等から、原子力発電所における工事発注が増加することが見込まれたが、これらと時期を同じくして、金品を受領した役職員の数や受領する金品の額も大きく増加していった。1 回当たりに受領する金品の額としては数万円～数十万円程度であった者が多い中、とりわけ、豊松氏、森中氏及び鈴木氏においては、1 回に 500 万円や 1000 万円といった高額な金品を受領することもあり、他の金品受領者と比較しても 1 回当たりの受領額が群を抜いて大きく、総額もそれぞれ約 1 億 1000 万円、約 4000 万円、約 1 億 2000 万円であり、極めて高額となっている。

上記 3 名がそれぞれ、原子力事業本部長、同本部長代理、同副本部長といった重要な職位にあったことからすると（別紙 4-1-2-1 参照）、森山氏は役職員の職位をも考慮した上で、後記第 5 章第 2 において詳細に記載する意図・目的をもって、金品を提供する対象者や提供する金品の内容を決定していたものと考えられる。

(イ) 受領時の態様について

本件ヒアリングによれば、森山氏及び本件取引先等から金品を受領する際は、多くの場合、森山氏との会食や森山氏が役職員の自宅を訪問したときなどの帰り際に、手土産として受領したとのことである。森山氏が直接封筒等に入れたものを手渡すこともあったが、多くの場合は、お茶や菓子等の手土産の入った紙袋を森山氏又は同席していた本件取引先等から受領し、その紙袋の底に商品券等が入っていた。そのため、初めてこのような方法によって金品を受領した者は、受領した時点においては商品券等の金品が手土産に含まれていることがわからず、事務所や自宅に帰った後又は森山氏らが役職員の自宅から帰った後にこれ

に気づいたとのことである。また、これまでに同様の方法で金品を受領したことがある者であっても、その場で手土産を開封することは憚られるため、金品が入っているかもしれない手土産を持ち帰らざるを得なかったとのことである。このほか、森山氏が役職員の自宅に金品を郵送することもあったとのことである。

イ 役職員による金品の返却、返礼及び費消について

本件ピアリングによれば、森山氏及び本件取引先等から金品を提供された際に受領を拒んだり、後にそのまま返却しようとしたりすると、「ごちゃごちゃ言うな。おれの志が受け取れないなら、原発はやめだと高浜の連中に言うぞ。」「わしの気持ちになぜ受け取れないのか。」などと言って、森山氏が激昂することが頻繁にあったとのことである。また、本件取引先等に返却したところ、森山氏から激昂されたケースもあったとのことである。このように森山氏らからの金品の受領を謝絶したりそのまま返却しようとする森山氏が激昂するということは、金品を受領した役職員の多くが知るところであった。

そのため、森山氏らから金品を受領した役職員の多くは、前述のとおり、森山氏と接点のある役職からの異動又は退職の際やそのほかの機会に、それまで森山氏らから受領し管理していた現金・商品券等を用いて受領した金品と同額相当の品物を購入し、それを森山氏に贈ることで金品相当額を返却していた。金品受領者の中には、前任者や同僚等からこのような対応をするのがよいと教えられた者も多数おり、中には、原子力部門の先輩等に森山氏から受領した金品の取り扱いについて相談したところ、「商品券については、同じ金額の品物をお返りする。金杯等の品物の場合は、当日返却拒否されたら、一旦預かり保管とし後日返却する機会をうかがう。保管していた物については、退職の時にまとめて返却する」などといった助言を受けた者もいた。

また、金沢国税局による吉田開発に対する税務調査が行われたことを受け、2018年2月17日及び同月24日には、役職員の一部が豊松氏を通じて、森山氏に対し受領していた金品をまとめて返却した。具体的には、鈴木氏が関西電力の顧問税理士に森山氏から受領した金品の取扱いにつき相談し、同税理士から返却の努力をすべきとの助言を受けたことを端緒とし、2018年2月13日に豊松氏と森山氏が面談し、2017年10月から同年12月までの間に豊松氏が森山氏から手渡された現金の返却を打診したところ、森山氏は返却を承諾して受領した。その際、それまでとは異なり、新たな金品の提供もなかったことから、豊松氏はこれまで預かっていた金品の返却が可能との感触を得た。そこで、豊松氏は、八木氏、岩根氏、森中氏、鈴木氏、大塚氏ら5名の受領分もまとめた上で、2018年2月17日に柳田産業の役員と同席の元で森山氏と面談し、森山氏に対し金品を

まとめて返却した。その際に交付された「お預り物の返却一覧表」によれば、現金 4602 万円、商品券 2770 万円分、米ドル 12 万 5000 ドル、金貨等が返却されたとのことである。また、一部未返却の金品があったことから、豊松氏は同月 23 日にも同役員に対し、森山氏へ残りの金品をまとめて返却するよう依頼し、同役員から同月 24 日付で森山氏の署名のある受取証を受領したとのことである。その際に交付された「あづかりもの返却リスト」によれば、商品券 350 万円分、コイン 156 万円分、米ドル 110 万円分、金杯等が返却されたとのことである。

このように、金品を返却した者がいた一方で、森山氏や本件取引先等から金品を受領した役職員の中には、森山氏らから受領した金品について、返却を試みることなく、費消ないし処分した者もいた。また、返却することも費消することもできず、受領した金品を現在も保管している者もいた。

ウ 役職員による金品の保管について

森山氏及び本件取引先等から受領した金品の保管方法としては、大半の受領者は、受領者の自宅、貸金庫、執務スペースの引き出し、社内のキャビネット等において、受領者個人で保管していた。受領者の中には、鈴木氏のように日付や金額、相手方等を付箋に記載して整理して保管していた者もいれば、受領物をそのまま開封せずに保管していた者もいた。また、ごく一部には、事務局の担当者や秘書に預けて保管していた者もいた。

なお、本調査の過程で、関西電力の倉庫から、「貴重品扱 高浜 森山氏から会社預り品 ロレックス時計 2 個」と記載されたメモが添付されたロレックス社製の時計 2 個が発見されたが、誰が受領した物かは判明しなかった。

他方で、本件ヒアリングによれば、電力システム技術センターにおいては、同技術センターの職員が受領した金品は、受領者が相談の上、全て同技術センターの金庫で保管していた。

また、関電プラントや関電不動産開発においても、社内の金庫で保管していたケースがあった。

3 役職員への金品提供者及びその金品の原資

金品提供の事実について分析を行うためには、その時期、相手方（受領者）等上記で認定した事情に加え、金品の提供者及びその金品の原資も重要な事実となる。本調査の結果は、以下のとおりである。

(1) 役職員への金品提供者と原資の抛出者が一致するケース

前記 2(2)のとおり、本調査においては、75 名の関西電力等の役職員が森山氏から金品を受領していたことが確認されているが、本件ヒアリングによれば、これらの金品の大半は森山氏によって直接提供されていた。このような場合には、森山氏により提供されたとの事実のみからでは、この金品の原資が森山氏本人であるのか否かは明らかではない。

他方で、例外的に、関西電力等の役職員が本件取引先等から直接金品を受領するケース、森山氏と本件取引先等が共同又は連名で提供するケース、本件取引先等が金品を準備していることが役職員に明かされたケースもあった。具体的には、例えば以下のような事例であり、これらのケースでは、金品の全部又は一部の原資の抛出者が本件取引先等であると認められる。

なお、本件取引先等により提供された金品の多くは、本件取引先等に対してそのまま返却されたり、その他の品物により返礼された。

ア 本件取引先から直接金品を受領するケース

(ア) 吉田開発から受領したケース

鈴木氏によれば、原子力事業本部副事業本部長であった 2015 年 4 月に、吉田開発の役員に対し、「金品を贈るのをやめてほしい。」「贈ってきても送り返す。」と伝えていたにもかかわらず、同年秋頃に同役員が金品を送付してきたことがあったため、同役員にその理由を尋ねると、同役員は森山氏に言われて仕方なく金品を贈ったとのことであった。鈴木氏は、その際に初めて、森山氏の指示により吉田開発がやむを得ず金品を準備していることがあることを認識した。そこで、鈴木氏は、同役員と相談し、同役員が偽札⁷⁹を用意して、それを森山氏の前で本物の札束であるかのようにして鈴木氏に渡すことにより、森山氏の指示どおりに同役員が鈴木氏に金品を提供したように装ったことがあったとのことである。このような偽装については、同役員は否定しているものの、偽札には吉田開発が業務上使用したと思われる裏紙が使用されていること、鈴木氏が受領物を日付や金額、相手方等を付箋に記載して整理して保管していたことなどからすれば、鈴木氏の供述は信用性が高いと認められる。

次に、大塚氏によれば、2016 年 7 月 9 日に、大塚氏が森山氏及び吉田開発の

⁷⁹ 当委員会は、鈴木氏から上記偽札の実物の提出を受け、確認したところ、トランプや雑資料の裏紙等を札束の厚さにまとめ、それを紙で包んだだけの簡素なものであり、包み紙を開ければ一目で本物の紙幣ではないと分かるようなものであった。

役員と大塚氏の昇進祝い又は慰労会として会食をしたところ、会食中に、森山氏から分厚い熨斗袋に入れた現金 100 万円とスーツ生地を渡され、その際、同役員からも熨斗袋で現金 100 万円を渡された。また、大塚氏は、2017 年春と秋に同役員とゴルフに行ったところ、その際に同役員から渡された手土産を帰宅後に確認したところ、それぞれ商品券が 20 万円分ずつ入っていたのを発見したとのことである。

このほか、吉田開発の役員から手土産として渡された紙袋の中に、菓子とともに 10 万円や 30 万円の商品券が入っているケースも複数あった。

(イ) 柳田産業から受領したケース

大飯発電所の幹部であった者によれば、1990 年代後半、柳田産業の役員から自宅の訪問を受け、大飯発電所からの転勤の餞別として、米 20kg と商品券 10 万円分を受領したとのことである。

次に、別の大飯発電所の幹部であった者によれば、同幹部は 1990 年代後半の同役職就任時に、スーツの仕立券に加えて、森山氏及び柳田産業から 5 万円ずつ合計 10 万円ほどの商品券を受領した。また、同年に別の役職に就任した際にも、森山氏及び柳田産業からそれぞれ 5 万円ずつ合計 10 万円ほどの商品券を受領した。2000 年代前半に大飯発電所幹部を退任した時にも、森山氏と柳田産業併せて 5 万円ほどの商品を受領したとのことである。

さらに、原子力事業本部の幹部であった者によれば、2010 年代後半に、柳田産業からブルガリの男性用時計を受領したとのことである。

このほか、京都支店の幹部であった者は、2000 年代前半に京都支店から他所へ転勤する際、森山氏、柳田産業及び吉田開発が揃って京都支店を訪れ、餞別としてそれぞれから 10 万円を渡されたとのことである。

(ウ) 塩浜工業から受領したケース

白井氏によれば、白井氏が 2012 年 7 月に森山氏及び塩浜工業の役員と会った際、それぞれより手土産を受領し、そこに現金 100 万円が同封されていた。現金は同役員から受領した手土産の中に入っていたため、白井氏は 100 万円は同役員から提供されたものと認識したとのことである。

(エ) その他の本件取引先等から受領したケース

これらのほか、京都支店の幹部であった者によれば、2000 年代前半に京都支

店の同役職に就任した際、森山氏、吉田開発の役員、柳田産業の役員及び X5 社の役員が挨拶に訪れ、その時に X5 社の役員から現金 10 万円分を受領したとのことである。

また、関電不動産開発の幹部であった者によれば、同役職を退任した 2000 年代後半に、X2 社及び X4 社から、商品券 10 万円分と 5 万円分を受領したとのことである。なお、いずれの企業からいくら受領したのかは覚えていないとのことである。

イ 森山氏と本件取引先との共同又は連名で提供するケース

京都支店の幹部であった者によれば、2000 年代前半に親族が他界した際、森山氏、吉田開発及び柳田産業から、それぞれ 10 万円ずつ合計 30 万円の香典が郵送されてきたとのことである。

また、白井氏によれば、2012 年 5 月、森山氏が親族の見舞いに来たことがあり、森山氏から花と一緒に渡された封筒を森山氏が帰った後に確認したところ、森山氏、塩浜工業、吉田開発、柳田産業、オーイング、X1 社の各役員名義の見舞金がそれぞれ別々の袋で入っており、金額を確認したところ、塩浜工業の役員から受領した分は 50 万円、それ以外は各 10 万円で合計 100 万円が入っていたとのことである。

さらに、原子力事業本部の幹部であった者によれば、同幹部が同役職在任中に受領した金品の中には森山氏と柳田産業との連名のものもあった。同幹部は、柳田産業と連名であったことから同社に返却しようとしたところ、同社の役員から「ばれたら先生⁸⁰に怒られるから」と返却を断られたとのことである。

ウ 小括

以上のように、頻度としては多くはないものの、森山氏だけではなく、吉田開発、柳田産業及び塩浜工業等から関西電力の役職員に対して、直接金品が提供されることもあった。これらの事例については、森山氏が金品を準備した上であえて吉田開発、柳田産業又は塩浜工業等に金品を提供させていたとは考え難いことから、実際に金品を関西電力の役職員に提供していた者が金品の原資の拠出者であったと認められる。また、共同又は連名で提供するケースについても、森山氏本人か共同又は連名で金品を提供した本件取引先かは明確ではないものの、全部又は一部の原資が本件取引先等から拠出されていた可能性がある。

⁸⁰ 前記第 3 章第 2、3(1)イのとおり、森山氏は本件取引先や関西電力等の役職員から「先生」と呼ばれることがあった。

なお、金品を提供した者が本件取引先等の者であったとしても、森山氏から促される形で本件取引先の者が役職員に金品を提供することがあった旨を複数名が供述していること、吉田開発からの金品受領後に吉田開発の役員に対して金品を返還したい旨を連絡した際に「返したら森山さんに怒られまっせ。」と言われた旨の供述があることなどから、本件取引先からの金品提供についても、森山氏が関与している場合があることが認められる。

(2) 森山氏が提供した金品の原資

一方、森山氏が金品提供者である場合であっても、本件取引先から森山氏に対し、手数料、顧問料等の名目で金銭が提供されている場合には、これらの金銭が関西電力等の役職員が受領した金品の原資であったとの評価もあり得るため、以下、本件取引先から森山氏に対する金銭の提供状況について検討する。

ア 本件取引先から森山氏に対する金銭の提供状況

前記第3章第1、5(2)イのとおり、森山氏は、高浜町助役退職以降、2018年10月までの間、柳田産業の相談役に就任していた。また、前記第3章第1、5(2)ウのとおり、森山氏は、1997年3月から2018年5月までオーイングの取締役就到任しており、同社の株主でもあった。したがって、森山氏は、少なくともこれらの企業から当該役職に対する報酬等を受領していたと考えるのが自然かつ合理的である。本件ヒアリングにおいて、森山氏は柳田産業から報酬として年数千万円単位の支払いを受けていたと聞いたことがある旨を供述する者もいた。

加えて、例えば前記第3章第1、5(2)アのとおり、吉田開発は総額約3億円を森山氏に支払っていたことが認められるように、本件取引先等において、数百万、数十万単位の多額の謝礼、手数料、付け届け等を支払っていたことが認められた。

以上及び本件ヒアリング等を総合すると、森山氏は、報酬、謝礼、手数料、付け届け等の名目で、少なくとも、本件取引先等の一部から、これまでの総額では数億円単位の金銭を受領し、年単位で見ても多い年は数千万円程度の金銭を受領していたことが認められる。

イ 小括

本調査においては、森山氏が既に亡くなっていたこともあり、同氏の生涯を通じた資産状況、収支状況については明らかにならなかったものの、報酬、謝礼、手数料、付け届け等の名目で、少なくとも本件取引先等の一部から極めて多額の

金銭を受領していたことが認められる。また、**前記(1)ア**のとおり、関西電力の役職員に対して金品を提供していた本件取引先等が金品の原資を拠出していたことが明らかな事例もある。

以上からすると、森山氏が金品を提供している場合についても、その原資の少なくとも一部は、本件取引先等の一部からの報酬等や**前記第3章第1、5(1)**の関電プラントからの顧問料から拠出されており、実質的な原資の拠出者はこれらの者であったと評価する方が実態に合うと考えられる。

第2 森山氏に対する本件事前発注約束等

1 森山氏に対する本件事前発注約束等の概要

本調査によれば、森山氏は、関西電力の役職員等⁸¹に対し、原子力事業本部や京都支社の管轄する工事等について、本件取引先等に発注することを強く要求したり、工事等に関する情報の提供を求めていたことなどが認められる。

これらの森山氏の要求は執拗かつ威圧的な方法でなされる場合も多く、時には恫喝ともいえる態様であり、本調査においては、このような森山氏の要求に関連する資料や電子メール等も多数確認されている。

そして、関西電力の役職員は、森山氏の要求に応じる形で、森山氏に対し、事前に本件取引先等に発注する個別の工事等の内容や年度ごとの発注予定額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束し、その中には実際に当該約束に従って発注を行っている場合があることが判明した（以下「本件事前発注約束」と総称する。）。加えて、関西電力の役職員は、森山氏に対し、現在又は将来の工事等に関する情報（案件名、工事等の内容、発注・施工の時期、費用の概算額等）も提供していた（以下「本件事前情報提供」といい、本件事前発注約束及び本件事前情報提供を、以下「本件事前発注約束等」と総称する。）。

関西電力の役職員による本件事前発注約束等は遅くとも2000年代から行われていたことが認められる。当委員会は、関西電力から提供を受けた資料とともに、本件デジタル・フォレンジック調査を通じて、本件事前発注約束等をうかがわせる多数の資料や文書等を得た。これらに基づき本調査において認められた本件事前発注約束等の件数は120件以上（本件事前発注約束等の対象となった工事等の件数は延べ約380件以上）に上っている⁸²。本件事前発注約束等については、本調査においてその全てを同じ深度で調査した上で本報告書に掲載することは現実的でも実効的でもないため、代表的な事例を後記2及び第3、2に掲載することとする。

なお、本調査においては、関西電力が森山氏に提供した資料であるとして当委員会に提出した資料、本件デジタル・フォレンジック調査により顕出された電子メールを中心とする電子データ、原子力事業本部に森山氏の対応資料として保

⁸¹ 後記第3、3(1)記載のとおり、関西電力のほか、関電不動産開発の役職員に対する発注の要求も認められた。ただし、確認された大半の事例は関西電力の役職員に関するものであり、後記第3、3(1)以外の箇所では原則として単に「関西電力」又は「関西電力の役職員」と表記する。

⁸² 1度の本件事前発注約束等により複数の工事等が対象となることもあり、本調査で判明した限りにおいて、最大で79件の工事等が対象となっているケースもあった。

管されていた電子的記録媒体に含まれていた電子データを中心に本件事前発注
約束等を認定している。これらの認定については、前記第1章第1、5の限界に
服するほか、大量に存在する資料等が、いつどのような説明とともに森山氏に提
出されたか、繰り返し改訂されている電子データについてどのバージョンが森
山氏に提出された最終版であるのか、資料や電子メールに記載されている内容
がどれほど正確であるのか、本件事前発注約束が実際にどの程度守られたのか
などについて必ずしも判然としない点があることを前提に、合理的推測を用い
ながら行われているという限界にも服することを付言しておく。また、当委員会
においては上記資料から本調査期間内で実務上可能な限りの調査を尽くしたが、
過去の本件事前発注約束等に関する全ての資料や電子データ等が保管されてい
たわけではなく、本件事前発注約束等は森山氏との面談や電話に際して口頭で
も行われていたため、当委員会が関西電力による本件事前発注約束等を網羅的
に調査したわけではない。

2 本件事前発注約束等の具体例

本調査によって判明した本件事前発注約束等の一例を示すと、以下のとおり
である⁸³。

なお、下記は例示であり、これら以外にも、本調査によって本件事前発注約束
等を裏付ける資料が多数確認されており、その中で問題が大きく、本件事前発注
約束等の不当性を示すものであると判断したものを選び、後記第3、2に掲載し
ている。

(1) 本件事前発注約束の具体例①（事前に本件取引先等に個別の工事等を発注 することを約束するケース）

本件事前発注約束には大きく分けて、事前に本件取引先等に個別の工事等を
発注することを約束するケースと本件取引先等について年度ごとの発注予定額
を約束するケースがあるが、前者の具体例としては、本件デジタル・フォレンジ
ック調査により顕出された2012年4月22日に関西電力の高浜発電所長の長谷
氏が原子力事業本部長の豊松氏ら複数名に送信した電子メール⁸⁴に示される事

⁸³ 資料等の内容については、本報告書の目的・意義、プライバシー等への配慮及び機密保持
の要請並びにこれらについて関西電力から聴取した意見等を総合考慮の上、本報告書に掲
載するために必要範囲で内容を省略又は簡略化し、匿名化処理をするほか、形式等を調整し
ている。また、資料等に誤記等がある場合であっても原文のまま記載をしている。

⁸⁴ 電子メール中の「先生」とは森山氏、「カンソウ」とは環境総合テクノスのことをそれぞ
れ指している。

実関係が挙げられる。当該電子メールには、以下の記載がある。

本日午前 10 時半頃、先生から下記電話があり、いつもながらの工事要求。約 10 分間の再稼働に関してのご指示も。機嫌は普通。最近で、土日に電話をしってくるのが 3 回目。何か焦っているのか。以下、先生の指示。

1. 明後日会う時に、いい話（工事）を持って来い。びっくりするような。
2. 大手建設会社と腐れ縁を作るな。地元との関係をキチットしろ。塩浜は頑張っている。一昨日、**[人名]**（いつもの呼び捨てで申し訳ありません）にも言っておいた。
3. （再稼働に関して）雑音に惑わされず、ドシツとしておけ。

最近、再三にわたり吉田開発に工事を持って来いとどの要求。上期にカンソウ経由で 4000 万円の **A 工事** を約束したが、それでは物足りない？様子。明後日会う時には、更に 6000 万円程度（事業本部に予算を交渉中）の **B 工事** を出す予定。これで今年は計約 1 億円。安全性向上対策関係で構内の土地を探している中、これらは我々にとっても大変意味のある工事。但し、極多忙な土建課に、自公法・予算獲得手続き、工事实施の負担をかけているのが気になるどころです。

また、上記電子メールを送信した 3 日後の 2012 年 4 月 25 日に、同じく長谷氏が豊松氏ら複数名に送信した上記電子メールには、以下の記載がある。

結果を報告します。特に懸案事項・問題等はありません。

○日時・場所 平成 24 年 4 月 24 日（火）11:00～16:30 **[某所]**

○出席 森山先生、**[人名]**、**[人名]**、**[人名]**、長谷

○結果

- ・ 吉田開発への仕事を持って来いとどの要求に、**B 工事**（H24 年度下期、4000 万円、添付資料の 2 ページ目）を提案し、了解。この程度か、との感触を示されたが、とりあえず今回はこの程度にしておいてやる、とのこと。

昨年未だに吉田開発への工事要求があり、添付資料の 1 ページ（**A 工事**、4000 万円）を提示して凌いでいたが、今年に入り更なる要求が繰り返され、今回に至ったもの。

今年計 8000 万円も出す、これが精一杯とのニュアンスを伝えた。

- ・ その後、全員での会食になり、至極ご機嫌。話が弾み、終わったのは 16:30。

上記電子メールには「**B 工事**（H24 年度下期、4000 万円、添付資料の 2 ページ目）を提案し、了解。」との記載があるところ、上記「添付資料」の 1 頁目は「**A 工事**（その 1）」という標題が付された資料であり、2 頁目は「**B 工事**（その 2）←今回ご報告」という標題が付された資料である。このうち「**B 工事**（その 2）←今回ご報告」の記載内容（イメージ）は、以下のとおりである。

B 工事（その 2）←今回ご報告

平成 24 年 4 月 24 日

④3/4 号機緑地帯

⑤倉庫奥

1. 工事概要

1. 工事概要

緑地帯とアスファルトに整備する。

アスファルト舗装、及び進入路を拡幅整

工種	数量	工種	数量
(1) 立木処理	約**㎡	(1) 掘削	約**㎡
(2) 切土	約**㎡	(2) 擁壁設置	約**m
(3) アスファルト舗装	約**㎡	(3) アスファルト舗装	約**㎡
(4) ガードレール設置	約**m	(4) ガードレール設置	約**m

備する。

工種	数量	工種	数量
(1) 立木処理	約**㎡	(1) 掘削	約**㎡
(2) 切土	約**㎡	(2) 擁壁設置	約**m
(3) アスファルト舗装	約**㎡	(3) アスファルト舗装	約**㎡
(4) ガードレール設置	約**m	(4) ガードレール設置	約**m

2. 願書関係

(1) 工場立地法

<現場写真>
(略)

3. 工期（予定）

平成 24 年 10～12 月
(但し、許認可
・干渉物移設後)

<現場地図>
(略)

○工事費（④～⑤の合計）
約 40,000 千円

工種	数量	工種	数量
(1) 掘削	約**㎡	(1) 自然公園法	
(2) 擁壁設置	約**m	(2) 工場立地法	
(3) アスファルト舗装	約**㎡	(3) 建設リサイクル法	
(4) ガードレール設置	約**m		

2. 願書関係

(1) 自然公園法

<現場写真>
(略)

(2) 工場立地法

(3) 建設リサイクル法

3. 工期（予定）

平成 24 年 10～12 月
(但し、許認可・干渉物移設後)

<現場地図>
(略)

上記資料には「④3/4号機緑地帯」⁸⁵及び「⑤倉庫奥」との表題の下、工事概要や予定工期等とともに工事予定箇所の写真及び地図が掲載されているほか、その左下にはこれらの工事の工事費が約 4000 万円であることが記載されている。

これらの電子メール及び添付資料によれば、森山氏は関西電力に対して吉田開発に工事を発注するよう繰り返し要求していたところ、関西電力は、その要求を受けて、子会社である環境総合テクノス経由で吉田開発に 4000 万円の **B 工事** を発注することを約束したことが認められる。

そして、現に、上記の「④3/4号機緑地帯」の工事については、2012年12月、関西電力から環境総合テクノスを通じ、発注総額 1571 万 8500 円で吉田開発に発注されている。また、上記の「⑤倉庫奥」の工事についても、関西電力から環境総合テクノスを通じ、発注総額 1407 万円で吉田開発に発注されている。

このように、両工事の発注金額を合算すると 2978 万 8500 円となり、事前に

⁸⁵ 「3/4号機」とは高浜発電所3号機及び4号機を指している。

約束していた金額である 4000 万円には満たないものの、森山氏の要求に応じて、関西電力が事前に吉田開発に個別の工事を発注することを約束し、そのような約束に従って工事を発注していたことが認められる⁸⁶。

以上が、本件事前発注約束のうち、事前に特定の企業に個別の工事等を発注することを約束し、当該約束に従って発注を行うケースの具体例の一つである。

(2) 本件事前発注約束の具体例②（本件取引先等について年度ごとの発注予定額を約束するケース）

本件事前発注約束のうち、本件取引先等について年度ごとの発注予定額を約束するケースの具体例としては、本件デジタル・フォレンジック調査により顕出されたエクセル・ファイル⁸⁷⁸⁸により認められる事実関係が挙げられる。

当該エクセル・ファイルには 2004（平成 16）年度分から 2008（平成 20）年度分及び 2011（平成 23）年度分の「計画折衝経緯」というシートとともに、上記各年度における関西電力と柳田産業の間で行われた柳田産業に対する発注予定額に関する交渉経緯等が時系列で記載されている。そして、各年度のシート中には、以下①～⑤の記載が存在する⁸⁹。

①「平成 16 年度分 計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント
[若狭支社幹部①]より	11月上旬に三者（[役職①]、相談役、[役職②]）会談を予定している。 内容は 16 年度 34.5 で手打ち [役職②]とは別途 15 年度の実勢 ⁹⁰ を相談するが、[役職②]から 15 年度は厳しいとの打診があり、34 で決着しているが、来年その分下	16 年度 34.5 の資料を準備のこと（[若狭支社幹部①]から[役職①]に渡す） 15 年度実勢の落としどころを発電所と相談し、資料準備のこと。（34 or 34.5 or

⁸⁶ なお、「④3/4 号機緑地帯」の工事については、その後も「既設工事との関連で設計内容等を熟知している既設の工事業者」という特命理由によって吉田開発に特命発注されており、2013 年 7 月に発注総額 2971 万 5000 円の契約が締結されている。

⁸⁷ 資料中の「Y」は柳田産業、「先生」及び「相談役」は森山氏をそれぞれ指している。森山氏は、当時、柳田産業の相談役を務めていた。

⁸⁸ 関西電力によれば、資料中の「[役職①]」及び「[役職②]」はいずれも柳田産業の役員を指している。

⁸⁹ 「平成 18 年度分 計画折衝経緯」という表題のシートにおいては、森山氏と関西電力との間では発注予定額を協議していたことをうかがわせる記載はあるものの、森山氏との間で発注予定額を合意したと明確に認められるまでの記載は確認されなかった。

⁹⁰ 本件ヒアリングにおいて、関係者に「実勢」との文言の趣旨を確認したが、明確にその趣旨を説明できた者はいなかった。もっとも、その文意や文脈からすれば、当該年度の発注金額の「実績値」を指している可能性が高いと考えられる。

項目	内容	コメント
	げるとの条件で落としどころを検討のこととの指示あり。	35)

②「平成 17 年度分 計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント
[若狭支社幹部①]と打合わせ ([若狭支社幹部②] 同席)	[若狭支社幹部①]より、17年度については16年度と同額の34.5とする。[若狭支社幹部①]には34.5のペーパー(3点セット)を紙及びメールにて配布。[若狭支社幹部①]から[役職①]にメール転送をすること。H17の34.5はYの体力強化との位置づけ。11/15に[役職①]が相談役にH17について34.5とすることを通知する予定。 また、16年度については実勢無しの34.5をターゲットとしてやるとのこと。	各発電所キーマンに対して、H16年度実勢34.5について通知。未達無きよう指示。また、現状未達が大きい大飯発電所についてはY[幹部]に提案するように連絡済。

③「平成 19 年度分 計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント
執行役員からのTEL	・M氏との打ち合わせ結果、H18年度と同様に35.5と決定した。 ・18日までにM氏宅に35.5の内訳を発送すること。(今週中にチェックしたいとの意向) ・今後H19年度の実勢をY[役職②]以下と調整することとなる。別途指示する。	

④「平成 20 年度分 計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント
副事業本部長と打合わせ	・10/6に相談役と敦賀自宅で会談。本年並(35.5)ということをお願いした。 ・11/30にY事務所にて35.5の1枚ものを渡す予定。 ・12/14に別途Y[役職②]と会談すること。	

⑤「平成 23 年度分 計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント
----	----	------

森中統括が先生と交渉	37.0案を提示。 37.5で妥結	
------------	----------------------	--

上記資料によれば、関西電力は、2003年頃以降、森山氏らとの間で年度ごとの柳田産業に対する発注予定額に関する事前協議を行っており、当該協議において合意した金額を発注予定額としていたことが認められる。

そして、「各発電所キーマンに対して、H16年度実勢34.5について通知。未達無きよう指示。」などの記載からすると、発注予定額に関しては、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の担当者とも必要に応じて共有され、原子力事業本部（当時の若狭支社）から各原子力発電所に対し発注予定額の「未達」がないようにする旨の指示が出されていたことが認められる。そして、特に「未達」が大きいとされた大飯発電所については、柳田産業の幹部に提案するよう連絡までなされていたことが認められる。

実際、上記資料に記載された各年度の発注予定額と実際の発注額を比較すると以下のとおりであり、いずれの年度においても約束された発注予定額を超える金額又はそれとほぼ同等の発注が行われていたという結果が見て取れる⁹¹。

年度	約束された発注予定額	実際の発注額
2004（平成16）年度 ⁹²	34.5億円	約35億3840万円 ⁹³
2005（平成17）年度	34.5億円	約37億5498万円
2007（平成19）年度	35.5億円	約33億8704万円
2008（平成20）年度	35.5億円	約35億8320万円
2011（平成23）年度	37.5億円	約42億3078万円

以上が、本件事前発注約束のうち、本件取引先等について年度ごとの発注予定額を約束するケースの具体例の一つである。

⁹¹ 2007年度の実際の発注額は発注予定額を若干下回っているが、「平成19年度分 計画折衝経緯」という表題のシートには、「1.5億円についてはH20年度へ繰越しとする。」「実勢金額に1.5をプラスしたものをH20年度の額面とすることができれば、表裏なしとなる」といった記載が存在し、2007年度の発注予定額に達しなかった部分については、2008年度の発注予定額を決定する際に考慮されていたことがうかがえる。

⁹²

⁹³ 後記第3、1(1)イ脚注のとおり、関西電力によれば、2004年9月までは、一部の点検業務については関電興業株式会社（現商号：関電プラント）を通じて発注していたため、2004（平成16）年度の発注金額については、同社を通じて、発注した金額を加味した金額を記載している。

(3) 本件事前情報提供の具体例

本件事前情報提供の具体例としては、関西電力が2016年11月29日に森山氏に提供した「高浜地元企業のご協力依頼について」と題する資料に示される事実関係が挙げられる。当該資料には、以下の記載が存在する。

高浜地元企業のご協力依頼について		
件名	概算額 (千円)	内容
① C 用地の活用	107,000	資料1・2 参照
② 高浜発電所 D 工事	27,600	資料3 参照
③ 高浜町内の E 工事	9,400	資料4 参照
計	144,000	

※ 競札の結果等で概算額は変動します。

上記資料中の資料1は「①C 用地の活用」、資料2は「①C 用地の活用 (現地図)」、資料3は「②高浜発電所 D 工事」、資料4は「③高浜町内の E 工事」と題する資料をそれぞれ指しており、上記資料と併せて森山氏に提供されている。

そして、「①C 用地の活用」と題する資料には、「C (α)」地点の活用案として「****用地@120 万円/月」と記載され、そのための「上部アスファルト舗装及び入り口フェンス改修」の工事費用の概算額として「約 14,500 千円」と記載されている。また、「C (β)」地点の活用案として、「****用地@96 万円/月」と記載され、そのための「****整備」の工事費用の概算額として「約 58,500 千円」と記載されている。

この点、関西電力によれば、関西電力は「C (α)」地点の工事を吉田開発に発注し、2016年7月1日付賃貸借契約を締結し、賃料月額120 万円で当該土地を賃借している。また、関西電力は、吉田開発に対して、「C (β)」地点の工事を他の工事と併せて9798 万円で発注し、2017年9月26日付賃貸借契約を締結し、賃料月額85 万3000 円で当該土地を賃借している。

また、「②高浜発電所 D 工事」と題する資料には、図面とともに「工事概要：[工事の内容] 約**m」、「工期：H29 年1月～3 月 (予定)」、「概算額：27,600 千円 (競札の結果により契約金額は変動します)」、「その他：高浜地元企業とグループ会社との競札を予定。(入札結果により、契約会社を決定)」といった記載が存在する。そして、当該工事については、競争入札が実施され、吉田開発が2800 万円、環境総合テクノスが3100 万円でそれぞれ入札した結果、吉田開発が当該案件を落札し、関西電力は、2016年12月28日、当該工事を吉田開発に対し2760

万円で発注している。

さらに、「③高浜町内の **E 工事**」と題する資料には、地図とともに「工事概要：**[工事の内容]**・約**m³」、「工期：H28年11月～12月（予定）」、「概算額：9,400千円」、「その他：元請ゼネコンの下請けとして、仮置土砂を町内住宅造成地に運搬。」といった記載が存在する。ただし、当該工事については、工事自体が中止されている。

以上のとおり、関西電力は、森山氏に対して、今後、関西電力が実施を予定している工事等に関する情報を提供していたことが認められる。

以上が、本件事前情報提供の具体例の一つである。

第3 本件取引先等に対する発注の適切性

1 関西電力及び関電子会社6社から本件取引先に対する発注状況

(1) 関西電力から本件取引先に対する直接発注⁹⁴の状況⁹⁵

関西電力は、本件取引先について、本件社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有すると指摘していた。そこで、本調査においては、本件取引先に対する発注状況を検証した。

ア 吉田開発に対する直接発注

吉田開発に対する直接発注の発注件数及び発注金額の推移（2002～2018年度）は、下表のとおりである⁹⁶⁹⁷⁹⁸。

⁹⁴ 本報告書においては、関西電力が、他社を経由せずに、本件取引先に対して工事等を発注するケースを「直接発注」と呼称する。

⁹⁵ 関西電力では2001年度以前の取引データは基本的に保存されておらず、正確な数値を算出することができないため、吉田開発、柳田産業及び塩浜工業については、2002年度以降の取引を検証対象としている。

⁹⁶ 関西電力の原子力部門に関する契約は、①一般契約、②単価契約、③簡易購買契約及び④原子力事業本部が発注権限を有している委託契約等（前記第2章第3、3(4)脚注参照）に区分されるが、本報告書の一覧表においては、金額の多寡等の重要性等を考慮し、「競争発注」及び「特命発注」の発注件数及び発注金額は、①一般契約及び④原子力事業本部が発注権限を有している契約に関する数値を記載し、それ以外の区分の契約の発注件数及び発注金額については、「その他の発注」の項目に含めている。

⁹⁷ 原子力事業本部が発注権限を有している委託契約等（前記第2章第3、3(4)脚注参照）の2002～2011年度の取引データ及び簡易購買契約の2002年度の取引データは基本的に保存されておらず、正確な数値を算出することができない。もっとも、関西電力によれば、吉田開発、柳田産業及び塩浜工業においては、これらの契約の発注件数及び発注金額は相対的に少ないとのことであり、これらの数値は本調査の検証からは捨象した。

⁹⁸ 本報告書の一覧表においては、発注件数及び発注金額については、原則として、契約締結日を基準として集計しているが、原子力事業本部が発注権限を有している委託契約等（前記第2章第3、3(4)脚注参照）については、管理の都合上、竣工・検収日を基準に計上している。

(千円) ⁹⁹

	発注合計		競争発注 ¹⁰⁰		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2002年度	11	41,424	1	1,830	8	18,268	2	21,325
2003年度	5	23,229	0	0	2	14,497	3	8,732
2004年度	4	14,680	1	4,360	3	10,320	0	0
2005年度	9	46,432	3	13,610	2	9,130	4	23,692
2006年度	11	78,784	3	25,480	8	53,304	0	0
2007年度	5	15,904	1	2,860	2	9,520	2	3,524
2008年度	8	23,277	2	10,550	4	9,430	2	3,297
2009年度	5	11,566	0	0	3	9,180	2	2,386
2010年度	7	15,448	1	1,950	3	9,876	3	3,622
2011年度	4	26,847	1	4,810	2	21,580	1	457
2012年度	2	19,460	0	0	2	19,460	0	0
2013年度	4	40,130	2	29,830	2	10,300	0	0
2014年度	2	49,600	1	35,100	1	14,500	0	0
2015年度	10	118,982	4	85,800	6	33,182	0	0
2016年度	13	148,414	5	84,078	8	64,336	0	0
2017年度	17	249,168	2	29,100	15	220,068	0	0
2018年度	7	131,172	2	35,500	5	95,672	0	0

吉田開発に対する直接発注の発注金額は、2014年度までは、2006年度を除き、1000～4000万円台の範囲で推移してきたが、2015年度に1億円を超えるまで急増し、その後2017年度には約2億5000万円程度となっている。

関西電力によれば、これは新規制基準に基づく安全対策工事のため、高浜発電所構外の土地を整備する必要があり、そのための工事を吉田開発に発注したことが理由とのことである。

イ 柳田産業に対する直接発注

柳田産業に対する直接発注の発注件数及び発注金額の推移(2002～2018年度)は、下表のとおりである。

(千円)

⁹⁹ 本報告書においては、千円単位での表示については、千円未満を切捨表示にしている。

¹⁰⁰ 本報告書においては、2社以上の取引先から見積書を徴収し、見積額の最も低い取引先を契約予定先とする方法による発注を「競争発注」と呼称し、特定の取引先を指名する方法により発注することを「特命発注」と呼称する。(別紙2-3-3-4参照)。

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2002年度	150	1,926,823	2	54,870	144	1,865,477	4	6,476
2003年度	140	1,395,111	2	10,900	134	1,381,923	4	2,288
2004年度	113	2,088,550	4	6,728	104	2,073,945	5	7,877
2005年度	189	3,754,984	0	0	183	3,748,897	6	6,087
2006年度	176	3,985,860	2	5,429	169	3,964,929	5	15,502
2007年度	169	3,387,046	2	16,000	166	3,370,975	1	71
2008年度	173	3,583,201	1	9,260	168	3,557,577	4	16,364
2009年度	184	4,626,920	3	98,060	180	4,528,789	1	71
2010年度	186	5,536,734	2	14,200	178	5,502,365	6	20,169
2011年度	148	4,230,786	0	0	142	4,207,919	6	22,867
2012年度	109	2,575,746	2	25,380	94	2,510,758	13	39,608
2013年度	120	4,080,592	3	108,300	112	3,957,696	5	14,596
2014年度	110	3,311,434	2	23,630	101	3,265,713	7	22,091
2015年度	108	3,122,783	2	43,600	99	3,047,995	7	31,187
2016年度	120	4,182,300	2	18,310	110	4,133,824	8	30,165
2017年度	118	3,264,063	4	76,440	103	3,128,678	11	58,945
2018年度	95	3,349,039	1	46,700	72	3,161,532	22	140,806

柳田産業に対する直接発注の発注金額は、2005年度以降、約25～55億円の間で推移している¹⁰¹。

関西電力によれば、年度ごとに柳田産業に対する発注件数及び発注金額にはばらつきがある理由は、各年度で定期検査を実施する発電基数が異なるほか、点検内容も異なってくるためとのことである。なお、2010年度の発注金額は約55億円と突出しているが、これは通常の定期検査とは別に、関西電力が柳田産業から高額の設備等を購入したためとのことである。

ウ オーイングに対する直接発注

オーイングに対する直接発注の発注件数及び発注金額の推移（2012¹⁰²～2018年度）は、下表のとおりである。

¹⁰¹ 関西電力によれば、2004年9月の定期検査までは、一部の点検業務については関電興業株式会社（現商号：関電プラント）を通じて発注をしていたため、関西電力からの直接発注の金額が低くなっていたとのことである。

¹⁰² オーイング及びXI社に対する直接発注は原子力発電所の警備業務の委託契約が大半であるところ、これらの委託契約については原子力事業本部が発注権限を有している（別紙2-3-3-4参照）。この点、原子力事業本部が発注権限を有している契約については、2011年度以前の取引データが基本的に保存されておらず、正確な数値が算出できないことから、本調査においては、オーイング及びXI社については、2012年度以降の取引を検証対象とした。

(千円)

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2012年度	25	2,213,032	0	0	21	2,205,872	4	7,159
2013年度	58	2,510,408	0	0	35	2,043,051	23	467,356
2014年度	35	2,872,940	0	0	18	2,860,556	17	12,383
2015年度	39	3,109,431	0	0	24	3,102,727	15	6,703
2016年度	47	3,403,707	0	0	25	3,302,446	22	101,261
2017年度	54	3,851,898	0	0	46	3,843,178	8	8,719
2018年度	46	3,557,333	0	0	30	3,406,795	16	150,537

オーイングに対する直接発注の発注金額は、2012年度は約22億円であったところ、その後急増し、2017年度には38億円を超えている。

関西電力によれば、発注金額が増加した理由は、新規規制基準を受けて警備員を増員したほか、各種安全対策工事等に必要な車両、要員、物資等の出入管理を行うための警備員を増員したためとのことである。

エ 塩浜工業に対する直接発注

塩浜工業に対する直接発注の発注件数及び発注金額の推移(2002～2018年度)は、下表のとおりである。

(千円)

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2002年度	2	31,300	2	31,300	0	0	0	0
2003年度	3	49,030	3	49,030	0	0	0	0
2004年度	1	3,170	1	3,170	0	0	0	0
2005年度	2	96,700	2	96,700	0	0	0	0
2006年度	6	153,630	3	36,010	3	117,620	0	0
2007年度	3	137,600	1	54,500	2	83,100	0	0
2008年度	2	38,020	2	38,020	0	0	0	0
2009年度	9	32,305	5	29,500	4	2,805	0	0
2010年度	1	9,740	1	9,740	0	0	0	0
2011年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2012年度	1	9,480	1	9,480	0	0	0	0
2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2014年度	0	0	0	0	0	0	0	0

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2015年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2016年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度	1	70,000	1	70,000	0	0	0	0
2018年度	0	0	0	0	0	0	0	0

塩浜工業に対する直接発注の発注金額は年度ごとにばらつきがあり、2002年度から2010年度までは継続して直接発注がされていたが、2011年度以降は2012年度と2017年度を除き、発注件数がゼロとなっている。

関西電力によれば、元々、塩浜工業に対する発注は競争発注が主であったところ、東日本大震災以降、新規規制基準により、原子力発電所で行われる工事の規模が大きくなった結果、塩浜工業が入札に参加できるような工事が減少したためとのことである。

オ XI 社¹⁰³に対する直接発注

XI 社に対する直接発注の発注件数及び発注金額の推移(2012～2018年度)は、下表のとおりである。

(千円)

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2012年度	32	506,495	0	0	7	504,521	25	1,974
2013年度	25	498,111	0	0	9	495,217	16	2,893
2014年度	20	512,464	0	0	6	510,735	14	1,728
2015年度	21	522,166	0	0	7	520,380	14	1,786
2016年度	22	517,543	0	0	8	515,370	14	2,173
2017年度	22	574,690	0	0	9	572,594	13	2,095
2018年度	28	607,783	0	0	14	601,600	14	6,183

XI 社に対する直接発注の発注金額は、2012年度から2016年度までは概ね5億円前後で推移していたが、2017年度以降は増加傾向にある。

関西電力によれば、発注金額が増加した理由は、美浜発電所で実施されている工事等に必要車両、要員、物資の出入管理を行うための警備員を増員したため

¹⁰³ 本件取引先のうちXI 社については、前記第1章第1、4(1)イ脚注のとおり、他の本件取引先と同列に論じることは必ずしも適切ではないと考えられるため、匿名化処理をしている。

とのことである。

(2) 関電子会社 6 社から本件取引先に対する間接発注¹⁰⁴の状況

前記第 2 章第 3、4 のとおり、関西電力には 95 社の子会社があり（2019 年 3 月 31 日時点）、そのうち、本件取引先に対する発注実績¹⁰⁵がある子会社は 18 社であった。本調査においては、当該 18 社の中から、本件取引先に対する発注件数及び発注金額が相対的に多いと判断した関電子会社 6 社を選定し、本件取引先に対する発注状況等の検討分析を実施した。

ア 吉田開発に対する間接発注

関電子会社 6 社を通じた吉田開発に対する間接発注の発注件数及び発注金額の推移（2006～2018 年度）¹⁰⁶は、下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2006 年度	5	36,035	0	0	5	36,035	0	0
2007 年度	4	145,397	0	0	4	145,397	0	0
2008 年度	2	14,489	0	0	2	14,489	0	0
2009 年度	4	159,869	0	0	4	159,869	0	0
2010 年度	5	112,185	0	0	5	112,185	0	0
2011 年度	5	126,288	0	0	5	126,288	0	0
2012 年度	6	135,581	0	0	6	135,581	0	0
2013 年度	5	72,272	0	0	5	72,272	0	0
2014 年度	8	82,251	0	0	8	82,251	0	0
2015 年度	5	106,367	0	0	5	106,367	0	0
2016 年度	17	39,638	0	0	17	39,638	0	0
2017 年度	18	100,111	0	0	17	98,553	1	1,557
2018 年度	19	207,582	0	0	18	206,185	1	1,396

¹⁰⁴ 本報告書においては、関西電力が本件取引先等以外の登録取引先に工事等を発注し、さらに、当該取引先が本件取引先等に当該工事等を下請発注するケースを「間接発注」と呼称する。

¹⁰⁵ 2011 年 1 月以降に検収された工事等に限る。

¹⁰⁶ 関電子会社 6 社の一部の会社について、システムデータの保存期間や帳票類の保管期限等の関係から 2005 年度以前については正確な数値を算出することができないため、本報告書の間接発注に関する発注状況の一覧表においては、2006 年度以降の発注件数及び発注金額を記載した。

関電子会社 6 社を通じた吉田開発に対する間接発注の発注金額は年度ごとにばらつきがあるが、吉田開発への間接発注の大半は環境総合テクノス及び関電プラントを通じたものである。

なお、吉田開発に対する間接発注の発注件数は 2016 年度以降、急増しているが、関西電力によれば、関電プラントから吉田開発に対し、特定の業務を委託し、当該契約が毎月更新されており、各月の契約を 1 件として計算しているため、契約件数が増加したとのことである。

イ 柳田産業に対する間接発注

関電子会社 6 社から柳田産業に対する間接発注の発注件数及び発注金額の推移（2006～2018 年度）は、下表のとおりである。

(千円)

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2006 年度	82	465,182	0	0	70	461,320	12	3,862
2007 年度	121	453,834	0	0	97	447,687	24	6,147
2008 年度	121	425,197	0	0	91	420,211	30	4,986
2009 年度	112	510,853	0	0	83	505,626	29	5,227
2010 年度	103	402,239	0	0	72	396,909	31	5,330
2011 年度	91	456,361	1	8,200	64	443,917	26	4,244
2012 年度	99	433,370	4	115,900	74	314,087	21	3,383
2013 年度	79	314,692	1	8,900	60	303,867	18	1,925
2014 年度	66	500,655	2	43,500	55	456,230	9	925
2015 年度	79	348,847	5	37,200	62	310,198	12	1,449
2016 年度	82	528,535	4	111,500	63	415,738	15	1,297
2017 年度	64	318,796	0	0	55	317,426	9	1,370
2018 年度	70	349,636	1	13,400	52	333,857	17	2,379

関電子会社 6 社を通じた柳田産業に対する間接発注の発注金額は、2006 年度以降は、約 3～5 億円程度で推移している。

関西電力によれば、柳田産業に対する間接発注は、配水管等の設置、修繕、塗装業務等が主であるとのことである。

ウ オーイングに対する間接発注

関電子会社 6 社を通じたオーイングに対する間接発注の発注件数及び発注金

額の推移（2006～2018年度）は、下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2006年度	12	18,468	0	0	4	366	8	18,102
2007年度	12	18,640	0	0	4	457	8	18,183
2008年度	13	27,509	0	0	5	384	8	27,125
2009年度	12	35,185	0	0	4	900	8	34,285
2010年度	13	34,631	0	0	5	740	8	33,891
2011年度	17	35,675	0	0	9	1,365	8	34,310
2012年度	24	42,467	0	0	16	8,424	8	34,042
2013年度	28	42,056	0	0	20	9,910	8	32,145
2014年度	41	48,897	0	0	33	16,605	8	32,291
2015年度	48	43,967	0	0	40	11,396	8	32,571
2016年度	64	64,625	1	5,310	38	16,878	25	42,436
2017年度	69	86,046	0	0	35	33,498	34	52,548
2018年度	54	44,439	0	0	18	7,211	36	37,228

関電子会社 6 社を通じたオーイングに対する間接発注の発注金額は、2009 年度以降、2016 年度及び 2017 年度を除いて概ね 3000～4000 万円台で推移している。

関西電力によれば、オーイングに対する間接発注は主に警備業務の委託である。

エ 塩浜工業に対する間接発注

関電子会社 6 社を通じた塩浜工業に対する間接発注の発注件数及び発注金額の推移（2006～2018 年度）は下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2006年度	1	795	0	0	1	795	0	0
2007年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2008年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2009年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2010年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2011年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2012年度	5	2,799,800	0	0	5	2,799,800	0	0
2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2014年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2015年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2016年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度	3	370,500	0	0	3	370,500	0	0
2018年度	0	0	0	0	0	0	0	0

関電子会社 6 社を通じた塩浜工業に対する発注金額は、年度ごとに相当にはばらつきがあり、全く発注が無い年度もあるが、2012年度は約 28 億円もの発注を行っており、同年度の発注金額のみ突出している。

関西電力によれば、これは 2012 年度に環境総合テクノスから塩浜工業に対して 5 件の工事が特命発注されたことによるものである。

オ XI 社に対する間接発注

関電子会社 6 社を通じた XI 社に対する間接発注の発注件数及び発注金額の推移（2006～2018 年度）は下表のとおりである。

（千円）

	発注合計		競争発注		特命発注		その他の発注	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2006年度	16	28,460	0	0	13	4,250	3	24,210
2007年度	13	26,657	0	0	10	2,425	3	24,231
2008年度	20	29,237	0	0	17	4,812	3	24,424
2009年度	19	66,041	0	0	16	41,768	3	24,272
2010年度	22	70,536	0	0	19	46,200	3	24,335
2011年度	30	66,929	0	0	21	41,382	9	25,546
2012年度	23	65,940	0	0	17	41,600	6	24,339
2013年度	37	73,490	0	0	23	47,651	14	25,838
2014年度	38	74,540	0	0	20	47,076	18	27,464
2015年度	60	86,196	0	0	39	60,678	21	25,518
2016年度	54	82,654	0	0	37	57,269	17	25,385
2017年度	47	75,844	0	0	35	50,016	12	25,828
2018年度	43	69,833	0	0	24	48,364	19	21,469

関電子会社 6 社を通じた XI 社に対する間接発注の発注金額は、2009 年度以降は、概ね 6000～8000 万円台で推移している。

関西電力によれば、XI 社に対する間接発注は主に警備業務の委託である。

2 本件取引先への発注に関する問題点¹⁰⁷

関西電力及び関電子会社 6 社から本件取引先に対する発注件数及び発注金額の推移は前記 1 のとおりであるが、これらに含まれる個々の取引について、以下のとおり、コンプライアンス上の問題点が認められた。

(1) 特命発注案件に関する問題点

ア 特命発注の合理性について

(ア) 吉田開発に対する特命発注案件

a 特命理由¹⁰⁸について

(a) 特命理由の内容

2002 年度から 2018 年度にかけて、関西電力から吉田開発に直接発注された工事等のうち、特命発注された案件（以下、関西電力から特命発注¹⁰⁹された案件を「特命発注案件」と総称する。）が占める割合は約 72%¹¹⁰である。

吉田開発の特命発注案件における特命理由については、主として、①同種・類似工事の実績、②地元状況に精通、③早期実施が可能、④信頼性・業務効率等、⑤土地所有で現場熟知、⑥他に実施可能な登録取引先がない、⑦技術的制約により他社による実施が不可能といった事由が挙げられている¹¹¹。

(b) 特命理由の合理性

¹⁰⁷ 本項において掲載されている資料は、主に本件デジタル・フォレンジック調査により顕出されたものである。

¹⁰⁸ 特命発注に当たっては、取引先に特命発注をするための事由が必要とされており、本報告書においては、これを「特命理由」と呼称する（別紙 2-3-3-4 参照）。

¹⁰⁹ 専門性等を有している一部の業務に関する委託契約等は、競争発注が原則とされておらず、厳密に言えば、「特命」と「競争」の区別はないが、相対で契約している点においては特命発注と相違がないことから、本報告書においては、特命発注として位置付けるものとする。

¹¹⁰ 本報告書における特命発注案件の割合は、前記 1 の一覧表で記載した競争発注の件数と特命発注の件数を合算した件数のうち、特命発注の件数が占める割合を意味する。

¹¹¹ 大半の特命発注案件において、稟議に用いられた書類には複数の特命理由が記載されていた。

本件ヒアリングによれば、関西電力の吉田開発に対する特命発注案件の中には、一般的な建設業者であれば吉田開発でなくても施工可能な工事が含まれていたとのことである。そのため、上記の①同種・類似工事の実績、③早期実施が可能、及び④信頼性・業務効率等といった理由が、関西電力が原則とする競争発注を排する特命理由として合理的といえるかは疑問が残る。また、②地元状況に精通という特命理由についても、特命発注案件の中には京都府内で実施される工事等、吉田開発の地元（本社所在地）である高浜町とは無縁の地域の工事にもそのような特命理由が付されているものがあり、特命理由の合理性を検討するに当たって、地元状況に精通しているという事情が、真実どこまで考慮されていたのか不明である。

こうした特命理由について、本件ヒアリング対象者の中には、地元重視の観点から、高浜町に所在する企業に対して優先的に工事を発注する必要がある、そのため吉田開発に工事を発注せざるを得なかった旨を述べる者もいる。しかし、例えば、2019年度の原子力事業本部の登録取引先¹¹²のリスト中、吉田開発と同じ「第2種取引」で登録種目に「土木工事」又は「建築工事」が含まれている取引先は30社ある。そのうち福井県内に本社を置く取引先は16社であり、高浜町内に本社を置く取引先は吉田開発を含め2社である。したがって、関西電力が掲げる地元重視の観点からすれば、福井県内又は関西電力の原子力発電所が立地する美浜町、高浜町及び大飯町内に土木工事又は建築工事を施工可能な取引先が複数社存在する以上、吉田開発に対してのみ優先的に工事を発注する合理的な理由を見出すことはできない。

実際、本件ヒアリング対象者の中には、吉田開発に特命発注されている土木・建築工事の中には特命理由に疑義があるものが存在する旨を述べる者もいた。

以上のとおり、吉田開発に対する特命発注案件に関する特命理由の合理性については疑問があるといわざるを得ないが、さらに、本調査の結果、吉田開発に対する特命発注案件については、コンプライアンス上の問題点も認められたため、具体的な資料等の内容を掲載しながら、以下、その点を指摘する。

b 原子力事業本部において森山氏に対して本件事前発注約束等がなされていたこと

¹¹² 関西電力と取引を希望する企業は、関西電力に対して取引先の登録申請を行う必要があり、登録された取引先を登録取引先という。関西電力は、申請があった企業に対する評価等を実施し、取引先登録の対象を選定した上で、管理項目（取引種目及びグレード区分）を設定する。

(a) 高浜発電所長の長谷氏の電子メール

前記第 2、2(1)のとおり、2012 年 4 月 22 日及び同 25 日に関西電力の高浜発電所長の長谷氏が原子力事業本部長の豊松氏ら複数名に送信した電子メール及びその添付資料によれば、森山氏は関西電力に対して吉田開発に工事を発注するよう繰り返し要求し、これを受けて、関西電力は環境総合テクノス経由で吉田開発に 4000 万円の **B 工事**を発注することを約束したことが認められる。

そして、実際、関西電力から環境総合テクノスを通じて、発注総額は約束された 4000 万円には満たないものの、吉田開発に対し発注総額 2978 万 8500 円で上記工事が発注されていたことが認められる。

(b) 「吉田開発の動向について」と題する資料

原子力事業本部が 2013 年 6 月頃に作成した「吉田開発の動向について」と題する資料には、以下の記載がある¹¹³。

番号	件名	担当
3. (3)	吉田開発の動向について	[人名]
1. 概要 H25 年 5 月中旬に森山先生から鈴木所長に、高浜の吉田開発を大飯発電所に参入させるよう要請があった。 要請内容は H25 年度の発注で、事業本部 (75 百万円)、高浜 (67 百万円) で合わせて約 1.42 億円程度の発注を説明していたが、更に大飯発電所として 1 億円の要請を受けた。 大飯発電所として 3 件名 (60 百万円) を用意し、以下のコメントのつきで了解を得た。 ① F 工事 (KP→吉田開発 45 百万円) ② G 工事 (X6 社→吉田開発 10 百万円) ※関電より、X6 社に要請を行うこと。 ③ H 業務委託 (テクノス→吉田開発 5 百万円)		
2. 現在の対応状況 各工事の進めるため、以下の課題を整理し発注に繋げる必要がある。		

¹¹³ 当該資料の左上には「取扱注意」の注記がなされている。また、資料中の「KP」は関電プラントを指している。

<p>① F 工事 早急に詳細内容を精査し、定検工事の内容変更を行う。7月中</p> <p>② G 工事 [人名]より、X6 社に要請し了解済み。6/10 現在 X6 社にて吉田開発の業務（5 百万円×2）について詳細検討した結果、実施可能の連絡を受けた。6/12</p> <p>③ H 業務委託 安全防災室にて、具体的発注内容の検討を行う。7月中</p>
<p><関連キーパーソン></p> <p>① 社内 : [人名]、[人名]、[人名] [人名]、[人名] [人名]、[人名]、[人名]</p> <p>② 社外 : 森山先生、吉田開発 ([役職])、KP ([人名]) X6 社 (社長)、テクノス ([人名])</p>

上記資料によれば、森山氏は、関西電力に対し、吉田開発を大飯発電所の工事に参入させ、1 億円の工事を発注するよう要求していた。そして、そのような要求を受けた関西電力は、大飯発電所において、「①**F 工事**」、「②**G 工事**」及び「③**H 業務**」の 3 件の工事を吉田開発のために用意し、関電プラント等を通じて、6000 万円で発注することを説明し、森山氏の了解を得たことが認められる。

また、上記資料には「2. 現在の対応状況」として「各工事の（引用者注：「を」の誤記と思われる。）進めるため、以下の課題を整理し発注に繋げる必要がある。」と記載されており、関西電力としては、現に存在する課題を解消してまで、吉田開発に対して、工事を発注しようとしていたものと認められる。

本調査で判明した限りでは、③の「**H 業務**」については、環境総合テクノスを通じて、2014 年 1 月、吉田開発に 525 万円で特命発注がされたことが確認されている¹¹⁴¹¹⁵。

c 京都支社において森山氏に対して本件事前発注約束等がなされていたこと

関西電力の京都支社が 2017 年 1 月 31 日に森山氏に提供した「平成 29 年度発注予定」と題する資料には、以下の記載がある。

¹¹⁴ ①の「**F 工事**」については、当該工事に該当するか明確でないものの、2013 年 8 月及び 2015 年 11 月、関電プラントから吉田開発に総額 4700 万円の工事が発注されたことが確認されている。

¹¹⁵ ②の「**G 工事**」については、関西電力から X6 社に発注されたことは確認されているものの、X6 社が吉田開発に当該工事を発注したかどうかまでは確認できていない。

契約先 吉田開発株式会社 様

1. 工事件名

- ① [工事の内容]
- ② [工事の内容]
- ③ [工事の内容]
- ④ [工事の内容]

2. 契約予定額

- ① 約 1,800 万円
- ② 約 500 万円
- ③ 約 400 万円
- ④ 約 400 万円

合計 約 3,100 万円 (前年度比 1,000 万円増)

3. 工事場所

《省略》

4. 工期

- ・ 詳細未定 (3 月末の予算確定以降、順次工期を決定する予定)

上記資料に記載された工事は、いずれも翌年度に実施が予定されていた工事であるが、関西電力においても予算や工期等が確定していない段階で、「契約先」を吉田開発とした上で、具体的な「工事件名」や「契約予定額」を伝えていたことが認められる。実際、上記資料記載の①～④の工事については、いずれも 2017 年 8 月から 12 月にかけて、順次、関西電力から吉田開発に特命発注がなされている。

なお、本調査によれば、京都支社においては、2017 年以前から同様の資料を森山氏に交付していたことが判明している。

d 関西電力が強引に特命発注をしていた可能性があること

2017 年 12 月 26 日に調達本部の担当者が京都支社の幹部ら複数名に宛てて送信した電子メール¹¹⁶には、以下の記載がある。

吉田開発の H29 年度分契約実績お送りします。

次年度の案件は 1 件名あたりの金額規模が大きく目立つこととなります。

¹¹⁶ 電子メール中の「先生」は森山氏、「Y 社」は吉田開発のことをそれぞれ指している。

可能であれば、テクノスとの競争としたいのですが可能でしょうか？

これに対し、翌 27 日に京都支社の幹部から調達本部の担当者ら複数名に返信された電子メールには、以下の記載がある。

あまり詳しく言いにくいのですが、競争であっても、絶対に Y 社が負けないと断言できるのであれば、その旨を先生に伝えて同意を得なければなりません。その日の気分で、噴火するリスクはあります。競争スタイルとしないことによるリスクとの比較でしょう。無理無理、特命理由をつくることも不可能というレアケースでない限り、先生の噴火リスクを回避した方が賢明であり、安上がりだと考えます

このように、吉田開発と環境総合テクノスによる競争発注の実施を提案した調達本部の担当者に対し、京都支社の幹部は、森山氏が激昂する可能性等を考慮して、「無理無理、特命理由をつくることも不可能というレアケースでない限り」、吉田開発に特命発注をした方が賢明である旨を回答している。この電子メールのやり取りは、関西電力が過去には強引に特命理由を付すなどして特命発注をしていた可能性があることをうかがわせる。

e 小括

以上のとおり、吉田開発に対する特命理由の合理性については疑問が残る上（前記 a）、関西電力は、森山氏から繰り返し吉田開発に工事を発注するよう要求を受けており（前記 b）、当該要求に応じる形で、吉田開発に発注できる工事を選別・決定し、当該工事を直接又は間接的に吉田開発に発注していたことが認められる（前記 b、c）。さらには、過去には強引に特命理由を付して特命発注をしていた可能性さえうかがわれる（前記 d）。

関西電力が掲げる地元重視のために積極的に地元企業を活用していく方針自体に合理性は認められるとしても、森山氏の要求に応じる形で吉田開発に工事を発注していたことは、本来、関西電力が自ら決定すべき発注プロセスに第三者である森山氏の意向を介入させることとなるばかりか、吉田開発に優先的に工事を発注した結果、他の取引先の受注及び育成の機会を失わせることとなり、福井県等における健全な競争関係を損なう可能性もある。

したがって、森山氏の度重なる要求があったとしても、上記の関西電力の対応は、関西電力の発注プロセスの適切性や透明性等を歪める行為であり、ひいては関西電力の利益をも損なわせるおそれをはらんでおり、このような関西電力の発注行為にはコンプライアンス上極めて重大な問題があったといわざるを得ない。

(イ) 柳田産業に対する特命発注案件

a 特命理由について

2002 年度以降、関西電力から柳田産業に直接発注された工事のうち、特命発注案件が占める割合は約 99%である。

柳田産業の特命発注案件における特命理由については、主として、①同種・類似工事の実績、②現場・設備・作業内容の熟知、③対象設備の定検を継続施工、④緊急発注・早期手配可能、⑤技術的制約（品質・安全・施工体制確保）により他社発注不能、⑥関連工事を受託、⑦安全・品質・価格・納期等を総合勘案といった事由が挙げられている。

この点、本件ヒアリングによれば、柳田産業は従前から主に原子力発電所の設備の保守や点検、修繕等に関する業務を行ってきたため、当該業務に関するノウハウや知識、経験等を有していることに加え、原子力発電所の設備の保守や点検、修繕等は専門性の高い業務であるため、当該業務を施工できる業者は限られていることが認められる。さらに、原子力発電所の定期検査に当たっては、対象設備の構造や特徴等を把握している業者の方が工期や正確性等の観点から望ましく、同一の業者に継続的に点検を委託するケースが多い。そのため、原子力発電所の設備の品質管理や安全管理等の観点から、柳田産業に保守、点検、修繕等の業務を特命発注することについては、一定の合理性を認めることができる。

しかしながら、関西電力の発注手続においては、別紙 2-3-3-4 のとおり、工事・運搬請負契約については競争発注が原則とされており、柳田産業に対しては主に定期検査等に関する業務が発注されていることを勘案しても、柳田産業の特命発注率が約 99%と極めて高いことは特筆に値する。

さらに、本調査の結果、柳田産業に対する特命発注案件については、コンプライアンス上の問題点が認められたため、具体的な資料等の内容を記載しながら、以下、その点を指摘する。

b 柳田産業に対する本件事前発注約束

(a) 遅くとも 2003 年頃から本件事前発注約束が行われていたこと

前記第 2、2(2)のとおり、関西電力において作成されたエクセル・ファイルによれば、関西電力は、2003 年頃以降、森山氏らとの間で年度ごとの柳田産業に対する発注予定額について事前協議を行っており、その協議において合意した

金額を当該年度の発注予定額としていたことが認められる。

そして、発注予定額に関しては、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の担当者とも必要に応じて共有され、原子力事業本部（当時の若狭支社）から各原子力発電所に対し発注予定額の「未達」がないようにする旨の指示が出されていたことが認められる。そして、特に「未達」が大きいとされた大飯発電所については、柳田産業の幹部に提案するようにとの連絡までなされていたことが認められる。

なお、本調査によれば、関西電力は、少なくとも 2017 年 8 月まで継続的に同様の工事計画に関する資料を森山氏に提供していたことが確認されている¹¹⁷。

(b) 柳田産業に対する発注予定額が「ノルマ」と考えられていたこと

2014 年 6 月頃に高浜発電所長の長谷氏が作成した森山氏に関する引継資料には、以下の記載が存在する¹¹⁸。

引継ぎ事項（先生編）

《先生関係》

○全体

- ・ 毎月京都で会っていたが、ここ 2 年は頻度急減。3 ヶ月毎程度。人を知るまで、御する迄、頻度が高いと思われる。
- ・ 屈服させる、自分に従うと判る迄指導。○○に言うぞ等が常で、上げ奉れば喜び、判り易い。中途半端な対応が、一番危険。人を信じない。猜疑心旺盛。こそこそするな。
- ・ 1 回/2 週間、出来れば毎週、電話が必要。疎遠を嫌う。人恋しい。
- ・ **[役職]**は雄弁で、受け良。苦労経験は少。
- ・ 花見・中元・お歳暮・人権研修・旅行等、定期行事があり、**[役職]**が所管・処理。
- ・ 高額な先生からのお土産は、同罪化のつもりか。

○柳田産業

- ・ 年間ノルマ（**[役職]**、**[役職]**）をこなす。定検がないので、なかなか工事が無い。
- ・ 何かの理由を付け、わしのお陰だと追加を要求。****成功時、年 1 億工事追加。本部長の会食に出席すれば、わしが合わせてやった等。
- ・ 先生からの圧力か、柳田が提案を度々出してくる。

○オーイング¹¹⁹

- ・ **[業務の内容]**の委託化は、常務が極簡単に先生にメモで話した程度。関電から言う前に先生に伝わると、委託化頓挫の可能性。鈴木統括が**[役職]**には再確認済み。

¹¹⁷ 本件問題が発覚した 2018 年初頭より前において、柳田産業に対する年度の発注実績が発注予定額を下回ったのは、本調査に確認できている限りにおいて、前記第 2、2(2)の 2007 年度を除き、2015 年度（発注実績：約 30 億円、発注予定額：35 億円）のみである。

¹¹⁸ 資料中の「先生」は森山氏、「カンソウ」は環境総合テクノスのことをそれぞれ指している。

¹¹⁹ 本資料の記載によれば、森山氏は、オーイング及び吉田開発に関しても、関西電力の役員に対し、工事等を発注するよう繰り返し要求していたことが認められる。

- ・ **[業務の内容]** (**[企業名]**) をオーイングにせよと、鈴木統括に圧力中。大飯の **K 業務委** 託拡大を本部長が苦慮して断ったことを、今だ根に持つ。
- ・ 年々発注が増加しているので、あまり、無理は言ってこないが、細かな要求を時々手紙で出してくる。**[人名]**は先生の片腕。

○吉田開発

- ・ 工事発注を毎年要求。最近では、年1億程度。今年も1億円工事を出したが、カンソウ経由で7割にしかならないので、吉田に1億円入る様にと要求。聞き流す。大飯が今年から年2億にしたので、それをしきりに引き合い。
- ・ これ以外に、吉田開発への工事を不定期に要求。最近は土工事で潤う。

《省略》

上記資料中においては、柳田産業に関し、「年間ノルマ (**[役職]**、**[役職]**) をこなす。」との記載がある。上記資料のみでは「年間ノルマ」が何を指すのかは必ずしも判然としないが、**前記(a)**のとおり、関西電力、柳田産業及び森山氏との間で年度ごとの発注予定額が約束されていることからすれば、「年間ノルマ」とは柳田産業に対する発注予定額である可能性が高く、関西電力では柳田産業に対する発注予定額を達成すべき「ノルマ」と解釈していたことがうかがわれる。

c 森山氏から柳田産業に対する発注金額を増やすよう要求されていたこと

(a) 柳田産業の担当者が送信した電子メール

後記 d(a)で引用する資料を森山氏に提供した後、2013年10月7日に柳田産業の担当者が原子力事業本部副事業本部長の鈴木氏に宛てて送信した電子メールには、以下の記載が存在する。

※追伸です

弊社**[人名]**からも鈴木様の方へ連絡申し上げようと思っておりましたが、先に下記の情報を鈴木さんに伝えておけると言うことです。

昨日（日曜日）に弊社**[人名]**が森山相談役に呼び出されました。

28の紙を相談役から貰いました。

森山相談役は大飯の定検込みの想定で40と考えていたので大飯の定検分が無いということで引き算するとそうなるんやろうな という感触だったそうです。

鈴木様も誠意のある方なので精一杯頑張ってくれていることはよく解っているとのことでした。

しかし、これ（28）では会社（柳田産業）は困るので運転が再開したらという条件で何とか25年度並みの34を目標にしてくれないかと、もう一度、近いうちに森中さんと鈴木さんとの両方をお願いをしてみるつもりでおるようです。（森中さんには8日？か）

弊社**[人名]**は、再開しない内はなんぼ言うても関電さんもお困りやろうからそんなに焦っても仕様がないうという話を相談役にしております。

上記電子メールにおける「しかし、これ(28)では会社(柳田産業)は困るので運転が再開したらという条件で何とか25年度並みの34を目標にしてくれないかと、もう一度、近いうちに森中さんと鈴木さんとの両方をお願いをしてみるつもりでおるようです。」との記載からすると、森山氏が原子力事業本部長代理の森中氏及び同副事業本部長の鈴木氏に対し、2014年度の柳田産業に対する発注金額を28億円から34億円に増やすよう要求しようとしていたことが認められる。

そして、前記1(1)イの表のとおり、2014年度の関西電力の柳田産業に対する直接発注の金額は33億1143万4160円となっており、森山氏の要求額と近似した発注金額となっている。

これらの事実を踏まえると、関西電力が森山氏の要求に応じて柳田産業に対する発注を増加させた可能性も十分に考えられる。

(b) 高浜発電所長が送信した電子メール

2011年1月7日に高浜発電所長の長谷氏が原子力事業本部長の豊松氏ら複数名に宛てて送信した電子メールには、以下の記載がある。

申し訳ありませんが、また愚痴を言わせて下さい。問題はありませので、安心して下さい。

昨年の****頃から、再び「****が上手く行った「札」を示せ」と執拗に要求され、12月の入院当日の午前中に京都で会った際に、報告日を2月17日と約束。その後、年末に病院にお見舞いに行ってもその要求、元旦に電話してもその要求、昨日電話しても殆どがその要求。そして本日、****ビルの1階で会った際も、開口一番、「****が上手く行っているお前が初めに挨拶に来るのが当然だろう」と。その後、談話室での懇談の際も、「高浜所長の長谷は嘘つきだ」を連発。**[人名]・[人名]**にも告げる。

これは、昨年夏に、柳田に対する追加工事ノルマ1億円を強要してきた時と全く同じ論理。その際は、「****が上手く行けば、削減した柳田への工事発注額を返すと、**[人名]**等が約束したのに、お前はそれをしない。嘘つきだ。」と散々嘘つき呼ばわりをして、1億円を私から出させたもの。

談話室から懇親会場への移動の途中でも、「あの約束を忘れるな、なんなら明日報告をしろ」と凄む。昨日は「振り回したるか」と。懇親会場を出た4時頃、私はようやく**[地名]**の皆さん等と懇談をしている最中にも先生から電話があり、「お前と会う約束はいつか、あの約束を忘れたら承知せんぞと、明日電話してこい」と。恐らく、回答を直ぐにでも持って来いと

の要求。が、具体的案があるわけでもない。**[業務の内容]**対策、**[業務の内容]**対応、1月21日の3号機本格運転に向けてやるべきことが多々ある中、それこそこんな対応は、発電所の保安活動を阻害するもの。その典型は、昨年の****当日。事故対に詰めてまさに奮闘中に、柳田への追加1億円工事の実績報告を要求され、その対応に肝心の保修関係者を使うありさま。発電所運営に支障。

いつまでこんな対応をしているのか、大いに疑問。毎月京都で一对一の対話、月に10回程度(つまり2日に1回程度)の電話。エスカレートしている？

以上、愚痴でした。これで、私のガスも抜けますので、明日以降、また普通に対応しますので、ご心配はいりません。愚痴を聞いて頂き、有難う御座いました。

上記電子メールによれば、森山氏は高浜発電所長の長谷氏に対し、「****の礼」と称して、執拗に柳田産業に対する追加工事の発注を要求し、「あの約束を忘れるな、なんなら明日報告をしろ」とか「お前と会う約束はいつか、あの約束を忘れたら承知せんぞと、明日電話してこい」などと、繰り返し報告や回答を求めていたことが認められる。

そして、高浜発電所長の長谷氏は、森山氏の対応に苦慮しており、原子力事業本部長の豊松氏らに対し、その憤懣やるかたない思いをこぼしていたことが認められる。

d 柳田産業に対する発注金額を上積みするよう努力していたこと

(a) 「H25年度の状況及びH26年度の工事計画につきまして」と題する資料

原子力事業本部が2013年9月に森山氏に提供した「H25年度の状況及びH26年度の工事計画につきまして」と題する資料¹²⁰には、以下の記載が存在する。

1. H25年度の工事計画の状況について

(1)

《省略》

このような状況の中、25年度につきましては、御社トータルで何とか34億円を確保すべく努力させていただいており、現時点におきましては約33.8億円となっております。

(2) 現時点におけます具体的な工事計画につきましては以下の通りです。

<u>[工事の内容]</u> (美浜)	約 1.3 億円
<u>[工事の内容]</u> (大飯)	約 1.5 億円
<u>[工事の内容]</u> (大飯)	約 1.4 億円
<u>[工事の内容]</u> (高浜)	約 3.7 億円
<u>[工事の内容]</u> (高浜)	約 1.7 億円
<u>[工事の内容]</u> (美浜、高浜、大飯)	約 24.2 億円
	合計約 33.8 億円

上記資料には、別紙として「平成26年度の戦略計画：25.9.5時点の見込み」と題する表が添付されており、同表には、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所ごとの「修繕費」、「設備工事」、「提案工事」の見込額（合計25億円）が記載されているほか、以下の記載がある。

¹²⁰ 資料自体には「柳田産業」という企業名は記載されていないが、本件ヒアリングによれば、当該資料は柳田産業に対する発注予定額等を説明するためのものであり、当該資料に記載された情報は全て柳田産業に関するものであるとのことである。

都度発生する追加点検作業 (努力しろ)	約 3
目指せるところ	約 28
定検が見込めないことによる 25 年度からの減少率=25%を加味し た目標額は 【 $34.0 \times 0.75 = 25.5$ 】	25.5

上記資料によれば、関西電力は、森山氏に対して、2013年9月時点における2013（平成25）年度の発注実績が約33億8000万円であることを報告するとともに、2014（平成26）年度の高浜発電所、美浜発電所及び大飯発電所における柳田産業に対する発注目標額（25億5000万円）を伝えていたことが認められる。

さらに、「25年度につきましては、御社トータルで何とか34億円を確保すべく努力させていただいており」、「都度発生する追加点検作業(努力しろ) 約3」や「目指せるところ 約28」といった記載を踏まえると、関西電力としては、2013（平成25）年度において、発注予定額どおりに工事が発注できるよう努めるとともに、2014（平成26）年度の発注予定額を上積みできるよう努力していたことがうかがわれる。

(b) 高浜発電所長の長谷氏が森山氏に交付した文書

2010年11月22日に高浜発電所長の長谷氏が森山氏に交付した文書及びその添付資料には、以下の記載がある。

森山先生	平成22年11月22日 関西電力株式会社 高浜発電所長 長谷 泰行
《省略》	
添付には、今年の7月末にご報告いたしました追加工事の、契約状況や契約金額等を記載しております。工事内容や実施時期を具体化して参りました結果、ご報告申し上げました工事件名とは異なるものが多く御座いますが、お約束は必ず果たす所存で御座いますので、これからもご指導を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。	
《省略》	

追加工事の状況

平成 22 年 7 月末に、約 1 億の追加工事案をご報告申し上げました。(下記 A 項)
その後、工事内容・時期を具体的に決定し、下記 B 項のように、6 件の工事で約 1 億を計画
しております。

既に 5 件は契約済みで、その合計は約 8500 万になります。残り 1 件は、今後契約交渉を
させて頂きます予算 2000 万の工事ですので、約 1 億のお約束は果たせるものと考えており
ます。

下記は、判り難い記載で申し訳ありませんが、宜しくお願い致します。

A. 平成 22 年 7 月末に御報告させて頂きました工事計画

1. [工事の内容]	約 3000 万
(注) 工事は号機毎に分割予定	
2. [工事の内容]	約 3000 万
3. [工事の内容]	約 4000 万
(注) 今後の検討で、工事内容・件名の変更があり得ます	
	合計 約 1 億

B. 現状 (平成 22 年 11 月)

1. [工事の内容]	1590 万 (契約済、今後実施)
[工事の内容]	1130 万 (契約済、実施済)
2. [工事の内容]	2530 万 (契約済、実施中)
3. [工事の内容]	2620 万 (契約済、実施中)
[工事の内容]	約 2000 万 (書類手続き中)
[工事の内容]	634 万 (契約済、実施中)
	合計 約 1 億 500 万 (未契約金額含)

上記添付資料によれば、関西電力は、2010 年 7 月、森山氏に対し、「A. 平成
22 年 7 月末に御報告させて頂きました工事計画」に記載された複数の工事の案
件名及び工事費用の概算額を報告したことが認められる。

そして、上記添付資料の冒頭には「既に 5 件は契約済みで、その合計は約 8500
万になります。残り 1 件は、今後契約交渉をさせて頂きます予算 2000 万の工事
ですので、約 1 億のお約束は果たせるものと考えております。」と記載されてい
ることからすると、2010 年 7 月の報告は、単なる報告に留まらず、追加工事の
発注約束であったと認められる。そして、2010 年 11 月時点においては、そのう
ち約 8500 万円分の工事は既に発注済みであり、残りの 1 件 (約 2000 万円分)
も発注することが予定されており、関西電力としては、これらの発注によって森
山氏との約束を果たせると考えていたと認められる。そして、「書類手続き中」
となっていた残り 1 件の工事についても、2011 年 1 月 13 日に、柳田産業に 1700
万円で発注されたことが確認されている。

e 小括

以上のとおり、柳田産業に対する特命発注案件の特命理由については一定の合理性が認められるものの、その特命発注率は約 99%と極めて高い上、関西電力においては、遅くとも 2003 年頃から柳田産業に対する発注について、森山氏らと協議の上で、年度ごとの発注予定額を決定しており、関西電力内部においても発注予定額に未達がないようにとの指示が出されていた（前記 b）。また、関西電力は、頻繁に森山氏から発注予定額の上積みや追加工事の発注等の要求を受けており（前記 c）、実際、柳田産業に対する発注予定額を上積みするよう努力したり、森山氏に対して追加工事の発注を約束したりするなどしていたことが認められる（前記 d）。

この点、本件ヒアリング対象者の中には、重要な協力会社¹²¹については、原子力発電所の定期検査等のための人員や技術を維持できるように、発注に関する希望額を聞き取るなどして、必要最低限の工事等を発注するように配慮していたと述べる者もいる。これらの者によれば、柳田産業も重要な協力会社の一社であり、同社の人員や技術を維持できるようあらかじめ発注予定額を決定し、それを伝えていただけであって、不当な発注はなかったとのことである。

しかし、協力会社の人員や技術の維持のために継続的に一定量の工事等の発注が必要であるということ自体は理解できるものの、柳田産業の相談役であるとはいえ、森山氏にあらかじめ発注予定額を伝え、森山氏の要求に応じて、発注予定額の上積みや追加工事の発注を行うことは、協力会社の人員や技術の維持という目的とは全く無関係である。そもそも、地元を重視するという目的があるからといって、森山氏からの強引な発注要求に応諾するという歪んだ対応が正当化されるわけでもない。

したがって、森山氏の度重なる要求があったとしても、これに応じて、柳田産業に対する発注予定額を上積みしたり、追加工事を発注することなどは、関西電力の発注プロセスの適切性や透明性を歪める行為であり、ひいては関西電力の利益をも損なわせるおそれをはらんでおり、また、いかに一定の合理性が認められるとしても、約 99%という特命発注率の高さに鑑みれば、少なくとも正当な理由がある場合に競争入札を行わないという関西電力の特命発注の制度が有効に機能していたかどうかは、疑問なしとはしない。

以上のような関西電力の発注行為にはコンプライアンス上極めて重大な問題があったといわざるを得ない。

¹²¹ 本件ヒアリングによると、重要な協力会社とは原子力発電所の重要部分の点検や修繕等を行う取引先 19 社を指すとのことである。

(ウ) オーイングに対する特命発注案件等

a 特命理由について

2012年度以降、本調査において確認できた限りにおいて、関西電力からオーイングに競争発注された工事等はない。この点、オーイングに対しては主に原子力発電所の警備業務を委託しているところ、高度の専門性を要する原子力発電所の警備業務について、委託先を特命で選定することには一定の合理性がある¹²²。

また、その委託先としてオーイングを選定した理由としては、主として、①従来からの委託の継続、②基本契約締結済み、③業務・設備の内容を熟知、④信頼性・業務効率等、⑤資格・要件有りといった事由が挙げられている。この点、原子力発電所の警備に当たっては、一定の資格要件が必要とされている上、当該業務を委託できる取引先も限られている。また、警備業務のための人員の確保や原子力発電所の警備業務の特殊性等を踏まえると、原子力発電所の警備業務に関して、過去の実績や信頼性等の観点からオーイングを委託先として選定することについては一定の合理性を認めることができる。

しかし、オーイングに対しては、件数は少ないものの、一部、競争発注が原則とされている一般契約も発注されている。また、原子力発電所の警備業務だけではなく、関連施設の駐車場の交通誘導警備業務等も発注されている。オーイングについては、これら原子力発電所の警備業務以外の業務についても全て特命で発注されているが、これらの業務のいずれにも特命発注すべき業務内容の特殊性等が認められるのかについては疑問の余地がある。

さらに、本調査の結果、オーイングに対する特命発注案件については、コンプライアンス上の問題点が認められたため、具体的な資料等の内容を記載しながら、以下、その点を指摘する。

b 事前に森山氏にオーイングに対する発注予定額を伝えていたこと

2015年1月9日に原子力事業本部の担当者が幹部ら複数名に宛てて送信した「先生対応資料（取扱注意）」と題する電子メールには、以下の記載が存在する¹²³。

¹²² 別紙 2-3-3-4 のとおり、関西電力の発注手続のルール上も専門性等を有する委託契約等は、競争発注が原則とされていない。

¹²³ 電子メール中の「M 先生」は森山氏、「O 社」はオーイングのことをそれぞれ指している。

各位

13日(火)に鈴木統括が、M先生に会われます。先生の要望として、O社とXI社の平成27年度の業務発注予定の概要について、説明を求められていますので、その資料を作成しました。

従来は、O社のみでしたが、今回はXI社への発注予定額も聞かれています。

詳細は、添付資料をご確認願います。

- ① O社のH26年度の発注予定額は、昨年の4月に約30.8億となり、その資料を先生に渡しています。(森中常務)一方、H26年度の発注実績予想は、29.8億程度となります。ここで、30.8億-29.8億=1億円の差異が発生しますが、これは、**[業務の内容]**警備の実施に当たっては、再稼動が条件となることから、H26年度は、1億円の支出がなくなることが理由となります。
- ② 対応資料では、O社のH27年度の発注予想額は、約29億円としていますが、H26年度の実績予想29.8億円に比べ0.8億円減となっています。これは、H25.10~実施している各発電所の**[業務の内容]**業務(1億円程度)が、H26年度で終了します(ただし、大飯発電所については、一部、H27年度もあります。)ので、H27年度と比較して差異が出ています。(他業務で想定値より増えた業務もあります)
- ③ 従って、29億円という数字は、前年度と比較して減ったような印象を与えますが、ベースの業務に変更はありませんので、適正な数字です。また、予算要求値については、本来であれば、10%程度削減した予算要求とする必要がありますが、委託先との関係、警備単価削減、工数削減をすると影響が大きいため、経理Gへは無理をお願いして、H26年度ベースを基に予算要求をしております。
- ④ **I警備**として、既に先生に概算金額も含め提案済のものと新規に提案するものもを記載しています。高浜3.4uがH27年度の前半に再稼動するとして¹²⁴、3~4億円程度の**I警備**が発生することになり、結果として、H26年度実績以上になるものと推測されます。

上記電子メールによれば、森山氏が原子力事業本部副事業本部長の鈴木氏に対し、2015年(平成27年)度のオーイングに対する発注予定額の説明を求め、その要求に応じて、鈴木氏は、年度ごとの発注予定額を森山氏に伝えていたことが認められる。また、上記電子メールにおける「従来は、O社のみでしたが、今回はXI社への発注予定額も聞かれています」という記載を踏まえると、2015年(平成27年)度以前から、関西電力は、森山氏にオーイングに対する発注予定額を伝えていたものと認められる。

なお、前記1(1)ウの表のとおり、2015年(平成27年)度のオーイングに対する発注金額は約31億円であり、森山氏に伝えた発注予定額を上回る金額となっ

¹²⁴ 前記第2章第2、3(1)アのとおり、高浜発電所3号機及び4号機の再稼働は2015年度には実現しておらず、**I警備**の業務は実現しなかったと考えられる。

ている。

c 森山氏から新たな警備業務の委託を要求されていたこと

2010年11月4日、オーイングが、役職者及び森山氏の連名で高浜発電所長の長谷氏に交付した「高浜発電所 **J業務**のお願いについて」と題する文書には、以下の記載が存在する¹²⁵。

平成 22 年 11 月 4 日

関西電力株式会社 高浜発電所
所 長 長谷 泰行 様

株式会社オーイング
[役職] [人名] ⑩
相談役取締役 森山 栄治 ⑩

高浜発電所 **J業務**のお願いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は当社業務につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

《省略》¹²⁶

つきましては、[場所]付近に、**J**等についてのご検討・ご高配を賜りたくお願い申し上げます。 敬具

記

《省略》

上記文書によれば、オーイングは、関西電力に対し、**J業務**を提案したことが認められる。そして、当該文書はオーイングの役職者名で作成されており、あくまで企業としての正式な提案・申入れという体裁がとられている。

しかし、その翌日の2010年11月5日に高浜発電所長の長谷氏が原子力事業本部長の豊松氏ら複数名に宛てて送信した電子メールには、以下の記載が存在

¹²⁵ 文書中の「[人名]」と「森山 栄治」の氏名の右横には、両名の印章によると考えられる印影が存在する。

¹²⁶ 省略箇所には**J業務**の内容及び必要性が記載されている。

する¹²⁷。

昨日、添付の依頼文書（新規のオーイングの **J 業務**）を先生から頂きました。その後の、本日の動きです。

今朝 9 時前、昨日のお礼の電話した際、昨日の要請については、改めて「検討させていただきますので、お時間を下さい」とお願いし、一旦納得された様子でした。

が、午前 11 時過ぎに先生から再び催促の電話があり、ご機嫌はあまりよくなく、いつもの口調に戻りつつありました。10 分程度の攻防。

先生 検討とかなんとか、少しこちらが下出に出たのをよいことに。

誰が何を言っているのか。お前がだめなら、本部長や社長に電話したるか（いつもの言動）

当方 私が責任を持って、対応を検討するので、私に任せて頂きたい。

先生 お前が今回の件を了解した、とするのでよいな。

当方 来週、回答するので、待つて欲しい。

具体的にどなん計画ができるかも含め、検討する。

先生 ならば、来週の回答を待つ。が、答えは決まっているぞ。（渋々了解）

何なら、この案にいくつか追加してもらってもよいぞ。

当方 この案について検討する。

以上のとおり、来週、提案を了解する回答をする方向に進めざるを得ません。基本的には、**[業務の内容]**は**[企業名]**、**[業務の内容]**はオーイングと役割を整理し、**[企業名]**のテリトリーを侵さないよう、工夫します。1200 万円/年程度の増加？です。

昨日頂いた依頼文書→

このように表向きは企業としての正式な提案・申入れの体裁を装いつつも、上記メールによれば、森山氏は、高浜発電所長に対し、「誰が何を言っているのか。お前がだめなら、本部長や社長に電話したるか」、「ならば、来週の回答を待つ。が、答えは決まっているぞ…（中略）…何なら、この案にいくつか追加してもらってもよいぞ。」などと言って、前日にオーイングが提案した新たな警備業務を同社に発注するよう執拗に要求していたことが認められる。

d 森山氏の要求に応じ、原子力発電所の特定の業務の切替えを検討していたこと

原子力発電所では、原子力発電所ごとに **K** を配置する必要がある。関西電力においては、高浜発電所の **K 業務**はオーイングに委託されており、美浜発電所及び大飯発電所の **K 業務**は関電パワーテックに委託されていた。

¹²⁷ メール中の「依頼文書」は前述した「高浜発電所 **J 業務**のお願いについて」と題する文書のことを指しており、本メールには当該文書が添付されていた。また、「先生」は森山氏のことを指している。

この点、2010年8月頃に、森山氏から、関西電力に対して、大飯発電所の**K業務**の委託先を関電パワーテックからオーイングに切り替えるよう要求があり、その要求への対応を検討するために関西電力で作成された「O社（M先生）からの申し出への対応」と題する資料¹²⁸には、以下の記載が存在する¹²⁹。

経緯

8月23日（M先生→白井本部長代理）

*大飯の**K業務**をKPTからO社に切り替えてほしい。

8月26日（M先生→森中副事業本部長）

*平成19年の秋、高浜をO社に委託先変更する際に「しっかりと高浜で実績を積んでもらえば、他の発電所も」という約束を八木社長（当時、本部長代理）とした。したがって、もう2年経過したので、そろそろ（来年度から）大飯の**K**の仕事をお願いしたいと思っている。

9月10日（森中副事業本部長→M先生）

*他の発電所を委託することは約束しておらず、**[従業員等]**を地元住民から採用していることから、大飯をO社に切り替えることはできない。その代わりとして、**[業務の内容]**をお願いしたい。

9月21日（M先生→豊松本部長・白井本部長代理）

*地元企業を活用し、育成するのが関電の責務であり、それが地域共生である。したがって、約束どおりKPTからO社に切り替えてもらいたい。

9月24日（豊松本部長・白井本部長代理→M先生）

*KPTからO社に切り替えることのリスクを説明し、切り替えることはできないと説得したが、地域共生の責務を果たせと強く主張され、最終的に『平成23年度以降にKPTからO社に切り替える方向で詳細検討してみるが、KPTの雇用問題や地元関係者の理解など課題が多いことを理解してほしい。』と一旦引き下がらざるを得なかった。

さらに、同資料には、以下の記載が存在する。

八木社長に確認

8月31日（白井本部長代理→八木社長）

*M先生と交渉し、1.7億円で高浜を委託することで平成20年2月26日に合意した。

その他は何も（大飯の**K業務**を委託することは）約束していない。

*リスクを考えたら、KPTからO社に切り替えざるを得ないなら、最悪、仕方がないと思う。

¹²⁸ 資料中の「M先生」は森山氏、「O社」はオーイング、「KPT」は関電パワーテックのことをそれぞれ指している。

¹²⁹ 前記(イ)b(b)の長谷氏が作成した森山氏に関する引継ぎ資料のオーイングの項目には「大飯の**K業務**委託拡大を本部長が苦慮して断ったことを、今だ根に持つ。」という記載がある。

リスク検討		
<p>切り替えるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事を奪われた KPT の[従業員等]らから地域で悪評をたてられる恐れがある。 ○ M 先生の意向がはたらいたことをネタにマスコミ、地域社会から指摘、批判がある可能性がある。 ○ [従業員等]の O 社への移籍、配置転換、退職に対して本人、或いは労働組合に理解が得られず、最悪、労働争議に発展する恐れがある。 ○ [従業員等]が O 社に移籍しない場合、大飯の力量が低下し、保安検査の要求レベルを満足できない可能性がある。 	\leq	<p>切り替えないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の発電所の K 委託を O 社に切り替えると話していたのに関電は背いたと事実無根の話を県、高浜町の関係者に言いふらし、当社の事業運営が妨げられる恐れがある。 ○ これまで数十年にわたって話してきた当社幹部との話を公表され、当社の事業運営が妨げられる恐れがある。 <p>*高浜 3, 4 号増設時に立地関係者が差し入れた文書を多数所持しており、県、高浜町の関係者に公表すると M 先生は常々主張されている。(個人ベースの念書等の存在も否定できない。)</p>

当面の対応
<ol style="list-style-type: none"> (1) KPT に協力してもらいながら、切り替えるにあたっての課題等を詳細検討し、M 先生を怒らせることになるかもしれないが、課題の大きさやそれによる M 先生への影響等を強調しながら、再考して頂くよう再度、M 先生を説得する。 (2) それでも、M 先生が再考されず、当社の事業運営を妨げられる恐れを感じたならば、切り替えることを KPT に理解して頂き、大飯を KPT から O 社に切り替えるための手続きを進めていく。

上記資料によれば、森山氏は、関西電力に対し、大飯発電所の **K 業務**をオーイングに委託する約束があったとか、地元企業を活用し、育成するのが関電の責務であるなどと主張して、大飯発電所の **K 業務**の委託先を関電パワーテックからオーイングに切り替えるよう要求していたことが認められる。

この点、関西電力は、**K 業務**の切替えについては、「KPT の雇用問題や地元関係者の理解など課題が多い」と考えており、最終的に大飯発電所の **K 業務**の委託先の切替えは行わなかった。しかし、**K 業務**の切替えについては、「**[従業員等]**の O 社への移籍」までも必要となるにもかかわらず、上記資料によれば **K 業務**を「切り替えるリスク」と「切り替えないリスク」を具体的に検討し、「当社の事業運営を妨げられる恐れを感じたならば、切り替えることを KPT に理解して頂き、大飯を KPT から O 社に切り替えるための手続きを進めていく。」とされており、森山氏の意向次第では、関電パワーテックからオーイングに **K 業務**の委託

先を変更することも一つの選択肢として検討していたものと認められる¹³⁰。

e 森山氏の要求に応じ、清掃業務をオーイングに切替えたこと

2016年9月28日に京都支社及び調達本部の担当者計5名が出席して行われた会議の議事録には、以下の記載が存在する¹³¹。

4. 概要

- ・ 本日、O社関連の先生より京都支社[幹部]へ連絡があり、[α・β事業所]の清掃をO社にてさせてほしいとの旨の要請を受けた。
- ・ 京都支社として、O社への移行については、[α・β事業所]を考えおり、見積参加での位置づけではなく、特命発注で調整したい。
- ・ 来年3月末の契約更改時期に、[α・β事業所]を清掃しているX7社は、清掃物件を失うこととなるが、来年4月1日からの[γ事業所]清掃案件で見積入札を考えていることから、当該案件にX7社に、見積徴収先に参加させる方法でカバーできるのではないかと。
- ・ 10月12日に先生へ返答が必要であり、早急に対応が必要である。アポイントの電話は10/4頃の予定。

5. 以下打合せ内容（○：京都支社 □：調達本部）

○：本日、先生より京都支社[幹部]へ連絡があり。清掃について、[β事業所]の清掃がほしいと言われている。[β事業所]だけでは金額も低いことから、[α事業所]とのセット契約をO社へ移行できないか検討中であり、お力を貸していただきたく、本日は来させていただいた。

京都支社[幹部]から検討時間を置き、10月12日に先生と打ち合わせ予定で、アポイントの電話連絡は10/4を予定している。その際に、[α・β事業所]の清掃について移行可能かの返答が必要である。

□：現行契約先X7社についてはどうするのか。

○：本日X7社との面談をおこない、清掃に関する状況把握と、今後、さらなる経費削減の中、競争見積等で頑張ってもらえることとなる旨の話はしたが、具体的に[α・β事業所]の話まではしていない。京都支社[幹部]の案としては、[α・β事業所]の件名をオーイングに特命。その上でX7社には、[γ事業所]の見積徴収先に選定し、入札チャンスを与えたい。さらにできることなら、現在、X7社にて対応頂いている事業所（[α・β事業所]除き）について、従来どおり特命で対応できないか調整したい。先生に対して、現在の状況では0回答ができないため、上記のように契約をしたいと考えるがどうか。

□：4日に先生に打ち合わせのアポイント電話をする予定であり、その際に回答を求められることも考えられる。先生は、今すぐ発注先の切り替えを要請してくる可能性はあるのか？ 契約期間の半ばで、期中更改などで移行が必要になるのか。

○：契約の開始時期としては、次年度契約更改の4月1日からで問題ないと想定される。

¹³⁰ 関西電力の代表取締役社長の八木氏のコメントとしても、「リスクを考えたら、KPTからO社に切り替えざるを得ないなら、最悪、仕方がないと思う。」と記載されている。また、「高浜3、4号増設時に立地関係者が差し入れた文書を多数所持しており、県、高浜町の関係者に公表するとM先生は常々主張されている」との記載からすると、関西電力としては、森山氏が過去に関西電力の役職員が差し入れた文書を保有している可能性があり、これらの文書を公表等されることを懸念していたことがうかがわれる。

¹³¹ 資料中の「先生」は森山氏、「O社」はオーイングをそれぞれ指している。

- 今年度の更改にて入札予定だと聞いているが、このような特命発注は認められるのか。
- ：総務室へ確認したが、地元事情で、地域関係性を熟慮した上での支社の考え・思いであれば、現在総務室としてもやむを得ないということを確認している。
 - ：現行契約金額より、増額していただくことは可能なのか。
 - ：現行の仕様のままで無理。例えば仕様書の清掃頻度増加や、清掃面積増加といった理由・根拠があれば、当該工数に単価を乗じて査定するだけ。
 - ：**X7社**を救う意味で、複数年契約は可能か。
 - ：複数年契約は他の件名もやっており、不可能ではないと思われる。数ある見積りの中でも入札条件として、安値の見積りを引き出すため、複数年契約を掲げているものもある。特命であっても、複数年にするので、額を落とせないかの交渉も可能性としてはある。
 - ：現行取引先でもない、**O社**が急に特命にて契約となるのは、おかしいと思われる。入札をもって、**O社**にしないと理屈がたたないと思うがどうか。
 - ：入札するのがきれいだが、**X7社**が見積りを頑張ってきた場合、**O社**がさらに安価な見積額を持ってくるのは想定しづらい。
 - ：ルールを逸脱しない形でうまく**O社**へ変更したいと考える。
 - ：一度社内で検討し、結果をフィードバックさせていただきたいと考えるがどうか。
 - ：お待ちしているので、お願いしたい。
 - ：承知した。

上記資料によれば、**[$\alpha \cdot \beta$ 事業所]**の清掃業務は他社に委託されていたところ、2016年9月28日、森山氏から京都支社の幹部に対し、同清掃業務をオーイングに切り替えて欲しい旨の要求があり、これを受けて、京都支社と調達本部との間で、同清掃業務をオーイングに切り替えることについて協議が行われていたことが認められる。

また、京都支社の「現行取引先でもない、**O社**が急に特命にて契約となるのは、おかしいと思われる。入札をもって、**O社**にしないと理屈がたたないと思うがどうか。」という質問に対し、調達本部は「入札するのがきれいだが、**X7社**が見積りを頑張ってきた場合、**O社**がさらに安価な見積額を持ってくるのは想定しづらい。」と回答している。これに対し京都支社は「ルールを逸脱しない形でうまく**O社**へ変更したいと考える。」と述べており、調達本部と京都支社との間では競争発注の方法による場合、オーイングが受注できない可能性があるため、あえて競争発注を避けてオーイングに特命発注する方法を協議していたものと認められる。

そして、最終的に、関西電力は、オーイングに対し、2017年3月14日、2018年度の**[$\alpha \cdot \beta$ 事業所]**の清掃業務を発注している。

f 小括

以上のとおり、オーイングに対する特命発注案件の発注理由については一定の疑念がないわけではないところ（前記 a）、関西電力においては、オーイング

に対する発注について、年度ごとの発注予定額を森山氏に伝え、実際、発注予定額を超える発注を行っていた（前記 b）。また、森山氏は、関西電力に対して、オーイングに対する新たな業務の発注や他社からの委託先の切替えを繰り返し要求しており、当該要求を受けて、関西電力はオーイングに対する新規発注や他社からオーイングへの委託業務の切替えを含めた対応案を検討していたことが認められる（前記 c、d）。そして、実際、森山氏からの発注要求を受け[$\alpha \cdot \beta$ 事業所]の清掃業務のように他社からオーイングに委託先が切り替えられたケースも確認されている（前記 e）。

この点、森山氏の要求に応じる形で、オーイングに対する新規発注や委託業務の切替え等を行うことは、本来、関西電力が自ら決定すべき発注プロセスに第三者である森山氏の意向を介在させることとなるばかりか、森山氏から要求があったという理由だけで委託先を他の取引先からオーイングに切り替えたとすれば、他の取引先は合理的な理由なく業務を失注する結果となり、取引先間における健全な競争関係を損なう可能性もある。

したがって、上記の関西電力の対応は、関西電力の発注プロセスの適切性や透明性等を歪める行為であり、ひいては関西電力の利益をも損なわせるおそれをはらんでいる。

以上のような関西電力の発注行為にはコンプライアンス上極めて重大な問題があったといわざるを得ない。

(エ) 塩浜工業に対する特命発注案件等

a 特命理由について

2002 年度以降、関西電力から塩浜工業に直接発注された工事等のうち、特命発注案件が占める割合は約 29%である。ただし、塩浜工業に関しては、前記 1(1)エのとおり、2010 年度以降、関西電力から特命発注はなされていない。

なお、塩浜工業の特命発注案件における特命理由については、文書保管期限の関係上、稟議書等の資料が残っておらず、詳細は不明である。

しかしながら、本調査の結果、塩浜工業に対する特命発注案件については、コンプライアンス上の問題点が認められたため、具体的な資料等の内容を記載しながら、以下、その点を指摘する。

b 塩浜工業を JV 元請にして欲しいとの森山氏からの要求に対し、元請として出せる工事がないかを検討していたこと

2011年9月9日に関西電力の原子力事業本部長の豊松氏及び森山氏が出席した会議の議事録及び同月12日に関西電力の原子力事業本部長の豊松氏、同本部長代理の白井氏、森山氏及び塩浜工業が出席した会議の議事録には、以下の記載が存在する。

[工事の内容] ((建築工事、土木工事) 打ち合わせ

平成23年9月9日

○ : M先生

△ : 豊松本部長

△ : 別添資料で説明

△ : まだまだ、塩浜は、****。下請けで、20%くらいはとってもらってよい。しかし、JVは無理。

△ : 大飯には“[企業名]”がいる。[人名]の顔をたてることが必要であり、[人名]がこえをかけて、“[企業名]”が入ったという形にしないとイケない。

○ : わかった

△ : 先生には恩義があるので、儀礼的なことも結構だが、塩浜とはそういうことは遠慮したい。

(余談) [企業名]は、資材査定の金額でもめていて、先生から[人名]に要請があったりするようだ。

平成23年9月12日

○ : M先生、塩浜工業

△ : 豊松本部長、白井本部長代理

○ : 塩浜は福井県 No.2 の建設会社。建設業界の副会長もつとめている。その企業が、なぜ、いつまでも元請として参画できないのか？なんとか、JV元請にしてほしい。

△ : 我々でできる範囲は、下請けでできるだけ参画してもらえようようにすること。塩浜さんを元請にするのは、色々な社内の目もあることから考えて、我々でできる範囲を逸脱している。長いお付き合いをしていく中で、できるだけ仕事をしていただきたいと考えるが、元請は勘弁してもらいたい。

○ : わかった。そのかわり、下請けで50%は確保したい。

△ : 我々でできる範囲で、できるだけ仕事をしていただきたいと考えるが、まだ、先の工事であり、その調整はもう少し後でさせていただきたい。

豊松本部長、白井本部長代理からの指示

構内で、仮設でもいいから、なんか塩浜に元請で出せる工事がないかどうかチェックしておくこと

上記資料によれば、2011年9月9日及び同月12日の会議において、森山氏側から関西電力に対して塩浜工業を「JV元請」にして欲しい旨の要求が出されたことが認められる。

関西電力としては、森山氏側の要求を断ってはいるものの、上記資料に「我々

でできる範囲は、下請けでできるだけ参画してもらえようようにすること。」と記載されていることを踏まえると、関西電力として塩浜工業が下請として工事を受注できるよう配慮していたとうかがわれる。また、原子力事業本部長の豊松氏及び同本部長代理の白井氏は、森山氏の要求に配慮して、関西電力社内において、塩浜工業に元請で出せる工事が無いか確認する旨の指示を出していたことが認められる。

この点、上記会議後、関西電力から塩浜工業に対し、直接、工事を発注した事実は認められないが、前記 1(2)エのとおり、当該会議が行われた翌年度である2012年度には総額約28億円もの5件の工事が環境総合テクノスを通じて間接発注されている。当該5件の工事のうち2件については、その趣旨が不明であるものの「JV工事」という特命理由が付されており、残りの3件には「地域、施工能力等を総合判断し割当する」という特命理由が付されている。

c 森山氏からの要求に応じ、塩浜工業への間接発注の発注金額を増額することを約束したこと

2012年9月15日に関西電力の京都支店の幹部と森山氏が出席した会議の「森山先生との協議（ α 地域関係・清掃業務関係）」という表題の議事録には、以下の記載が存在する¹³²。

9月7日（水）に先生より α 地域関係で S社への発注額についての問い合わせ（3月末に X8社の下で 約2億円ということでご了解いただいていたが、実際に X8社・S社の協議開始にあたり S社から 先生に対して 金額上乘せの話があったようである）があり 技術センターと中身の 聞き取りなどした上での 先生への回答が15日となったものである。その際 清掃業務受注の状況についても 説明を求められたものである。

1. 日時等 9月15日 10時30分～12時 [某所]

2. 森山先生（M） 京都 [人名]

概要

- α 地域関係 X8社は 2億円はベースと考えており プラスの 心積もりはあり 技術センターからも X8社に対して 先生のご意向を 十分伝えているので 詳細協議いただきたいと 説明したが 金額は いくらか 未定では 話にならない 子供の使いか などと激昂され [人名]（[役職]）と その場で 電話で 協議し 大筋 3億円で合意（X8社のほぼ上限値 先生は 4 という数字が でていた） ただ 努力しろ として +2千 で 最終決着

上記資料によれば、森山氏は、X8社からの間接発注であるにもかかわらず、

¹³² 資料中の「S社」は塩浜工業のことを指している。

関西電力に対し、**X8 社**の塩浜工業に対する発注金額の増額を要求していたことが認められる

そして、「その場で電話で協議し大筋3億円で合意(**X8 社**のほぼ上限値 先生は4と言う数字がでていた)ただ努力しろとして+2千で最終決着」との記載を踏まえると、森山氏の要求により、当初2億円とすることが予定されていた**X8 社**から塩浜工業に対する発注金額を最終的に3億2000万円とすることを約束したことが認められる。

この点、関西電力によれば、関西電力から**X8 社**に対して、**α地域**で実施された工事(工期:2011年8月26日~2015年11月25日)が発注されていたとのことである。また、塩浜工業は、**X8 社**の下請業者として当該工事の施工を担当していたとのことであるが、関西電力によれば、**X8 社**から塩浜工業への発注金額は不明とのことである¹³³。

d 小括

以上のとおり、少なくとも2011年9月時点において、関西電力としては、森山氏の要求に応じ、塩浜工業が元請又は下請として、工事等を受注できるよう配慮していたことが認められる。

この点、2010年度以降、関西電力から塩浜工業に対する特命発注は確認されていないが(前記1(1)エ参照)、2012年度に環境総合テクノスを通じて塩浜工業に対して約28億円の間接発注がなされている(前記1(2)エ参照)。そして、前記bの会議が開催された時期(2011年9月12日)と間接発注がなされた時期(2012年度)が近接していることや、環境総合テクノスからの発注に当たって一部の工事につき「JV工事」といった直ちには合理性を認め難い特命理由が付されていることなどの事情を勘案すると、森山氏の要求と環境総合テクノスを通じた間接発注との間に何らかの関係性があった可能性も疑われるところである。しかしながら、本調査によって、その関係性を認めるに足りる事実までは確認できなかった。

また、前記cのとおり、関西電力は、森山氏の要求に応じ、**X8 社**から塩浜工業に対する発注金額を当初の2億円から1億2000万円増額して3億2000万円とすることを約束している。関西電力によれば、**X8 社**から塩浜工業に対する発注金額が増額されたか否かは不明であるとのことであるが、本来、関西電力が関

¹³³ 関西電力によれば、関西電力から**X8 社**に対する発注金額は、2013年3月以降、順次、契約内容が変更され、合計で1億4960万円が増額されているとのことである。もっとも、発注金額の増額理由は、レイアウトや条件の見直し等による設計変更によるものとのことであり、塩浜工業に対する発注金額の増額の約束とは無関係とのことである。

与する必要はなく、また、関与すべきでない元請業者と下請業者間の取引条件について、森山氏と協議し、更に発注金額の増額までを約束していることは発注プロセスの適切性や透明性等を損なうおそれのある行為である。

したがって、このような関西電力の行為にはコンプライアンス上問題があったといわざるを得ない。

(オ) XI 社に対する特命発注案件等

2012 年度以降、本調査において確認できた限りにおいて、関西電力から XI 社に競争発注された工事等はない。この点、XI 社に対しては、オーイングと同様、主に原子力発電所の警備業務を委託しているところ、高度の専門性を要する原子力発電所の警備業務については委託先を特命で選定することには一定の合理性がある¹³⁴。

また、その委託先として XI 社を選定した理由としては、主として、①従来からの委託の継続・自動延長、②基本契約締結済み、③業務・設備の内容・現場を熟知、④入居ビルの指定業者、⑤資格・要件を備えている、⑥警備内容が良好等といった事由が挙げられている。この点、原子力発電所の警備を行うためには一定の資格要件が必要とされている上、当該業務を委託できる登録取引先も限られている。また、警備業務のための人員の確保や原子力発電所の警備業務の特殊性等を踏まえると、原子力発電所の警備業務に関して、過去の実績や信頼性等の観点から XI 社を委託先として選定することについては一定の合理性を認めることができる。

しかし、XI 社に対しては、原子力発電所の警備業務だけではなく、駐車場の交通誘導警備業務等も発注されているところ、こうした原子力発電所の警備業務以外の業務についても全て特命で発注されているが、これらの業務のいずれにも特命発注すべき業務内容の特殊性等が認められるのかについては疑問の余地がある。

また、前記(ウ)b で引用した 2015 年 1 月 9 日に原子力事業本部の担当者から幹部ら複数名に宛てて送信した「先生対応資料（取扱注意）」と題する電子メールによれば、関西電力は、森山氏の要求に応じて、XI 社に対する発注予定額を森山氏に伝えていたことが認められる。

本調査においては、これらを超えて、森山氏が XI 社に対して業務を発注するよう関西電力に要求したり、その要求に応じて、関西電力が XI 社を優遇するような形で業務を発注したなどの事実は認められておらず、関西電力の XI 社に対

¹³⁴ 別紙 2-3-3-4 のとおり、関西電力の発注手続のルール上も専門性等を有する委託契約等は、競争発注が原則とされていない。

する発注行為に関するコンプライアンス上の問題については、他の本件取引先に対する発注行為と同列に評価するべきではないものの、少なくとも本件事前情報提供を行っていたという意味においては、コンプライアンス上の問題があったといえる。

イ 発注金額の合理性について

(ア) 土木・建築工事や点検業務等の請負契約（工事・運搬請負契約）について

関西電力は、吉田開発、柳田産業及び塩浜工業に対して、主に土木・建築工事や点検業務等を発注しているところ、別紙 2-3-3-4 のとおり、関西電力の発注ルール上、土木・建築工事や点検業務等の工事・運搬請負契約の価格検討は、原則として「数量×単価」によって査定金額を算出する方法により行っている。また、工事・運搬請負契約の「数量」については、業務担当部署が図面等を使用して専門的判断によって必要工数を算出し、「単価」については、基本的には所定の単価表による方法又は市場価格等による価格査定基準に基づき一定額の値引きを行う方法によって算出される¹³⁵。

本件ヒアリングによれば、上記の「数量」については、図面等の客観的な資料に基づいて算出されるものであるため、実体のない水増し等によって数量を不正に操作（増量）することは困難である。また、仮に、発注に当たって数量が不正に操作（増量）されていた場合、工事等の完了後に行われる検収作業等によって、水増し等が判明する可能性が高いところ、本調査によっても、このような水増し等が行われた工事等は確認されていない。また、上記の「単価」についても、単価の算出に当たっては、取引先の区別なく共通の単価表や価格査定基準が使用されているとのことであるため、特定の取引先に対してのみ有利な単価を用いるなどの操作をすることは困難である。実際、本調査において、森山氏の要求に応じたり、発注予定額を確保したりするために、関西電力が個別の工事の発注金額を恣意的に増額等した事実は確認されていない。

また、本件ヒアリング対象者の中にも、土木・建築工事や点検業務等の査定金額や発注金額が不相当であった旨を述べた者はいなかった。

これらの事情を踏まえると、工事・運搬請負契約について、本件取引先に対する発注金額を水増ししていたなどの事実は認められず、本件取引先に対する発注金額が不合理であったと認めるまでには至らなかった。

¹³⁵ 発電機のタービン等の機械設備類に関する契約は、一品ものの取引となるため、過去の類似品の購入実績との比較等によって査定額を算出しているとのことであるが、そのような方法にも一定の合理性が認められる。

(イ) 警備業務に関する委託契約について

関西電力は、オーイング及び XI 社に対して、主に警備業務を委託しているところ、別紙 2-3-3-4 のとおり、関西電力の発注ルール上、警備業務の価格検討は、工事・運搬請負契約と同様に、原則として「数量×単価」によって計算されている。

そして、警備業務の「数量」については、原則として、国の定める規制要求に従った防護規程で要求される数量を基準とし、各業務に必要な数量を加えて算出している。この各業務に必要な数量は、業務担当部署から提示される核物質防護上の区域境界における通行量（数量）と通行形態（人又は車両）を考慮して算定されている。また、警備業務の「単価」については、国土交通省の公共工事設計労務単価、市況、服装・装備費、車両費、放射線管理費、教育費等に基づいて算出し、警備業務の契約委託先ごとに覚書を締結しているとのことである。

本件ヒアリングによれば、上記の「数量」については、防護規程等に基づいて客観的に算出されるものであるため、実体のない水増し等によって数量を不正に操作（増量）することは困難である。また、上記の「単価」については、国土交通省の公共工事設計労務単価等の客観的な基準が使用されており、取引先間において単価に大きな差異はなく、特定の取引先に対してのみ有利な単価を用いるなどの操作を行うことも困難である。

また、本件ヒアリング対象者の中にも、警備業務の査定金額や発注金額が不適當であった旨を述べた者はいなかった。

これらの事情を踏まえると、警備業務に関する委託契約について、本件取引先に対する発注金額を水増ししていたなどの事実は認められず、本件取引先に対する発注金額が不合理であったとは認めるまでには至らなかった。

(ウ) 小括

以上のとおり、関西電力の本件取引先に対する発注金額が、不合理であったとまでは認めるまでには至らなかった。

(2) 競争発注案件に関する問題点

ア 競争発注案件における落札状況

2012年度から2018年度にかけて¹³⁶、関西電力から本件取引先に直接発注された工事等のうち、競争発注された案件（以下「競争発注案件」という。）の件数及び概要は以下のとおりである¹³⁷。

	合計数	特命発注案件数	競争発注案件数	競争発注案件における情報提供数 (うち落札数) 138
吉田開発	55	39	16	7 (7)
柳田産業	707	691	16	— ¹³⁹
オーイング	199	199	0	—
塩浜工業	2	0	2	2 (2)
XI 社	60	60	0	—

本調査において確認された競争発注案件における情報提供の件数自体は多くはないものの、関西電力が森山氏に対して情報提供を行った競争発注案件で、吉田開発及び塩浜工業が入札した案件については、全て同2社が落札している。

イ 不適切な競争発注がなされた可能性

(ア) 他の取引先より有利な立場に立てること

前記第2、1のとおり、関西電力においては、森山氏に対し、将来又は現在施工中の工事等に関する案件名や内容、発注・施工の時期、工事費用の概算額等の情報を伝えていた（本件事前情報提供）。

この点、競争発注案件の見積徴収先に選定された登録取引先が、本件事前情報提供によって関西電力の工事費用の概算額等を把握することができたとしても、関西電力の競争発注案件においては、他の取引先が上記金額より低い金額で入札（見積書を提出）する可能性も否定できず、その場合、当該取引先が契約予定

¹³⁶ 関西電力におけるデータの保存状況や文書保管期限との関係から、2011年度以前の情報提供については残存している資料が限られているため、本文の表では2012年度以降の件数を記載した。

¹³⁷ 本文の表の「合計数」は、「特命発注案件」と「競争発注案件」の件数を合算した数値である。

¹³⁸ 例えば、複数の工事の工事費用を合算した概算額のみを提供したような場合など、個別の工事の工事費用に関する情報提供が認められなかった場合は本表の情報提供数には含めていない。

¹³⁹ 前記2(1)イのとおり、柳田産業については年度ごとの発注予定額に関する情報を提供していたことが認められるが、このような情報提供だけでは、個別の工事の引当予算や予定金額を推認することは困難であるため、「—」（不明）としている。

先となる（別紙 2-3-3-4 参照）。そのため、関西電力の競争発注の発注手続上、取引先が事前に発注金額等を把握していたからといって、当該取引先が必ず当該工事等を落札できるとは限らない。

しかしながら、関西電力から競争発注にかけられる工事等に関する情報提供を受けた場合、当該工事等に関する関西電力の予算や目線等を把握したり、当該金額よりも高額な入札を行うことを回避したりすることが可能となる。そのため、そのような情報提供を受けていた場合、他の取引先と比べ、入札に当たって有利な立場に立つことが可能となる。

実際、前記アのとおり、2012 年度以降、吉田開発は、7 件の競争発注案件について、事前に情報提供を受けており、その全案件を落札しているし、塩浜工業は、2 件の競争発注案件について、事前に情報提供を受けており、その全案件を落札している。そして、これらの案件の中には、森山氏に対して情報提供された金額に極めて近い金額で、関西電力との間で契約されたものも存在する¹⁴⁰。

これらの事情を踏まえると、競争発注案件の入札に当たっては、本件事前情報提供が有利に働き、その結果、競争発注が不適切になっていた面があることは認めざるを得ない。

(イ) 競争発注が一部で形骸化していた可能性があること

前記 2(1)ア(ア)d のとおり、2017 年 12 月 27 日に京都支社の幹部が調達本部の担当者に宛てて送信した電子メールには、以下の記載がある。

あまり詳しく言いきくいのですが、競争であっても、絶対に Y 社が負けないと断言できるのであれば、その旨を先生に伝えて同意を得なければなりません。その日の気分で、噴火するリスクはあります。競争スタイルとしないことによるリスクとの比較でしょう。無理無理、特命理由をつくることも不可能というレアケースでない限り、先生の噴火リスクを回避した方が賢明であり、安上がりだと考えます
--

上記電子メールの記載は、直接的には競争発注とすべき案件について、強引に特命発注にすべきである旨を示唆するものであるが、「競争であっても、絶対に Y 社が負けないと断言できるのであれば、その旨を先生に伝えて同意を得なければなりません。」との文言からすれば、個別の工事を競争発注にかける場合で

¹⁴⁰ 例えば、(i)森山氏に情報提供した工事費用の概算額が 2760 万円、吉田開発の入札（見積）金額が 2800 万円、契約締結金額が 2720 万円である案件、(ii)森山氏に情報提供した工事費用の概算額が 1650 万円、吉田開発の入札（見積）金額が 1780 万円、契約締結金額が 1600 万円である案件等が存在する。

あっても、吉田開発の落札が確実である旨を森山氏に伝えて同意を得ていたケースがあり得ることをうかがわせる。

このような電子メールの内容からすると、少なくとも吉田開発が参加した競争発注案件においては、詳細な方法等までは認定できないものの、不適切な取扱いによって落札者が事前に決定しているなど、競争発注が一部形骸化していた可能性も否定できないと考えられる。

ウ 小括

以上のとおり、関西電力においては、本件事前情報提供を行い、森山氏に対し、将来又は現在施工中の工事等に関する案件名や内容、発注・施工の時期、工事費用の概算額等の情報を伝えていたことが認められる。そして、競争発注案件の入札に当たっては、これらの情報が有利に働き、その結果、競争発注が不適切になっていた面があることは認めざるを得ない。さらには、関西電力における競争発注が一部で形骸化していた可能性をうかがわせる電子メールも確認されている。

このような事実からすると、関西電力における競争発注手続は不適切であったとの評価は免れず、コンプライアンス上の問題があったといわざるを得ない。

3 その他の発注に関する問題点

(1) 関電不動産開発による吉田開発への発注に関する問題点

本調査によれば、関西電力のみならず、関電不動産開発においても、森山氏に対して、次年度の工事に関する情報を提供していたことが明らかとなった。

具体的には、関電不動産開発は、遅くとも 2000 年頃から、概ね一年に一度、森山氏に対し、口頭又は書面により次年度に吉田開発に発注する予定の工事に関する情報（案件名、工事の内容、施工の時期、発注予定金額等）の提供を行っていた。

森山氏に提供した資料が確認できたものに限ってみても、30 件程度の工事に関する情報提供があったことが明らかになっており、関電不動産開発は、吉田開発に対し、森山氏に伝えた金額とほぼ同額で工事を発注していたことが判明している。

関電不動産開発が森山氏に対して提供した資料の一例を示すと、以下のとおりである（2017 年 2 月 3 日に提供した「平成 29 年計画工事」と題する資料）。

平成 29 年度 計画工事

2/3 手交

(メロン 1 万円)

(1)建築工事

社宅・寮名称	工事件名	予定時期	
[寮名]	[工事の内容]工事	8～9 月 (約 2 ヶ月)	930

(2)設備工事

社宅・寮名称	工事件名	予定時期	
[社宅名]	[工事の内容]工事	7～10 月 (約 4 ヶ月)	1,400
[社宅名]	[工事の内容]工事	7～10 月 (約 4 ヶ月)	3,940
[社宅名]	[工事の内容]工事 (I 期 : 12 戸)	8～12 月 (約 5 ヶ月)	990
	[工事の内容]工事 (I 期 : 12 戸)	8～12 月 (約 5 ヶ月)	1580
	[工事の内容]工事 (I 期 : 12 戸)	8～12 月 (約 5 ヶ月)	2080

(3)改良工事

なし

以上

10,290

(注 : 斜字 (太字を除く。) は手書き部分。)

このほか、本件ヒアリングによれば、関電不動産開発の幹部は、2012 年 3 月 19 日、森山氏に対し、2012 年度の吉田開発への発注予定額 (7000 万円程度) を伝えたところ、発注予定額を 1 億円に増額するよう森山氏から強く要求されたため、本来であれば他の取引先に発注することを予定していた工事を吉田開発に発注することによって、2012 年度の吉田開発に対する発注金額を 1 億円に増額したとのことである。また、同様に、関電不動産開発の幹部は、2013 年 2 月

23日頃、森山氏に「今年はいくらくらいいけそうや。」と電話で聞かれたことから、2013年度の吉田開発への発注予定額が3千数百万円程度である旨を伝えたところ、森山氏から発注金額を増額するよう強く要求されたため、これに従って2013年度において6200万円程度の工事を吉田開発に発注したとのことである。

このように関電不動産開発においても、関西電力と同様、森山氏に対する本件事前発注約束等が行われていた。

森山氏の要求に応じる形で吉田開発に工事を発注していたことなどは、本来、関電不動産開発が自ら決定すべき発注プロセスに第三者である森山氏の意向を介入させることとなる。そればかりか、他の取引先に発注することを予定していた工事の発注先を吉田開発に変更することによって、他の取引先は関電不動産開発からの受注の機会を喪失する結果となり、取引先間における健全な競争関係を損なう可能性もある。

したがって、上記の関電不動産開発の対応は、関電不動産開発の発注プロセスの適切性や透明性等を歪める行為であり、ひいては関電不動産開発の利益をも損なわせるおそれをはらんでおり、このような関電不動産開発の発注行為にはコンプライアンス上極めて重大な問題があったといわざるを得ない。

(2) 関西電力の熊谷組への発注について

前記第3章第1、5(3)エのとおり、当委員会においては、共同通信社による熊谷組関連報道を受け、研究所新築工事に関し、本件音声の内容を確認し、関西電力から熊谷組が同工事を受注した経緯等に関する資料を精査した。その結果は以下のとおりである。

ア 本件音声の内容等

本件音声には、森山氏が、関西電力の幹部職員とされる人物に対し、「原子力安全システムの、これ（中略）子会社みたいなもんやけど、これ、お前ら、どこまで話をしてくれとんのや。大林がな、なかなか、お前、おりんらしいやないか。」「大林は、何もそんなとこまで乗り込んでこんでええやないかい、今頃。前から、ずっと話ができるのに。特にゼネコンというのは、義理と人情、大事にせなあかんのや。そこらへんのところは、常識的な中で、社会通念的に踏まえるいうこと忘れるないうこと、大林に、ちょっとぐらいのこと、お前、アドバイスしてもええやないけ、お前のとこ。」「あまり地元でごたごたせんようにだけ、あんたんとこ、してくれな困るで、ということで、熊谷さんとしっかり話合いしなさいよゆうて言うぐらいのことはできるやないけ。」などと語気荒く申し向け、

熊谷組が研究所新築工事を受注できるように、熊谷組に便宜を図ることを求める内容が含まれており、関西電力の幹部職員とされる人物は、その場で森山氏からの要求を拒絶しなかった様子がかがえる。また、森山氏と関西電力の幹部職員とされる人物との間で後日交わされたと思われる会話の中で、関西電力の幹部職員とされる人物は、森山氏に対し、INSS の件で大阪に交渉に赴いたと伝えられている。もっとも、その交渉の相手方や内容は不明である。

熊谷組関連報道によれば、本件音声は、1996年7月4日頃及び同年8月8日頃に、森山氏と関西電力の幹部職員との間で交わされた電話での会話を録音したものであるとのことである。そこで、当委員会は、本件音声の当事者と考えられる関西電力の幹部職員に対するヒアリングを試みたが、その特定及び本人からのヒアリングは実施には至らなかった。さらに、当委員会は、当時の関西電力の役職員に対しヒアリングを実施したが、関西電力の役職員が、森山氏の要求に応じ、熊谷組に便宜を図るなどの不適切な行為に及んだことを裏付ける供述は得られなかった。

イ 熊谷組が研究所新築工事を受注した経緯等

INSS は、1996年7月31日、京都府相楽郡精華町にあった原子力安全システム研究所の福井県三方郡美浜町への移設に伴う研究所新築工事を、熊谷組、大林組ら計7社による競争発注手続により発注することを決定し¹⁴¹、同年8月2日、上記7社に対し、研究所新築工事の見積書の提出を要請した。熊谷組関連報道が正しければ、本件音声は、この見積手続決定前及び見積書提出要請後に録音されたものである。

その後、上記7社は、INSS に対し、それぞれ下記見積金額を記載した見積書を提出したところ、見積金額は、熊谷組が15億9500万円、大林組が16億2000万円であった（金額はいずれも税抜）。INSS は、このうち最も低い見積金額を提示した熊谷組との価格交渉を経て、1996年9月25日、熊谷組との間で、請負金額14億7000万円（税抜）で研究所新築工事請負契約を締結した。

ウ 小括

¹⁴¹ 関西電力のグループ会社が発注する建設工事については、グループ会社が個別に見積依頼先を選定するのではなく、関西電力資材部長宛てに、見積依頼先の推薦を求め、関西電力資材部長が推薦した建設会社に対し、見積りを依頼することとなっていた。研究所新築工事についても、同ルールに則り、INSS から関西電力資材部長宛てに、見積依頼先の推薦依頼がなされ、関西電力資材部長が推薦した上記7社による競争発注手続により発注することが決定された。

以上のとおり、本件音声によれば、森山氏が、関西電力の幹部職員とされる人物に対し、熊谷組が研究所新築工事を受注できるよう、見積手続により発注することを決定する以前に、競合他社の一つであった大林組の担当者と交渉して同社に同工事の受注の断念を要請するなど、熊谷組に便宜を図ることを求めた事実が認められる。そして、相手方は不明であるものの、関西電力の幹部職員がINSSの件で交渉のために大阪に赴いた後に研究所新築工事の見積手続が実施され、結果的に、熊谷組は、大林組よりも2500万円低い見積金額を提示し、研究所新築工事を受注した。

当委員会の調査においては、本件音声の当事者であると考えられる関西電力の幹部職員のヒアリングは実施には至らず、また、本件音声それ自体から認められる、同人が森山氏から熊谷組に便宜を図ることを求められた事実、及び、INSSの件で大阪に交渉に赴いた旨を伝えていた事実、並びに、結果として熊谷組が最低見積金額を提示し、研究所新築工事を受注している事実のみをもって、関西電力の幹部職員とされる人物が、大林組の担当者と面談し、研究所新築工事の受注の断念を要請したり、熊谷組との間で受注調整をするよう求めたりするなど、熊谷組に便宜を図ったとは認められない。加えて、当委員会が、熊谷組及び大林組に対し、報道に係る事実の有無等を照会した結果、両者の回答は「社内調査の結果、報道に係る事実のような不適切な事例は認められなかった。」という内容であった。

以上のとおり、関西電力の役職員が、森山氏からの不正な要求に応じ、熊谷組に便宜を図った結果、熊谷組・大林組間で研究所新築工事に関し受注調整が行われ、熊谷組が同工事を受注するに至ったと認めるに足りる証拠の発見には至らなかった。

もっとも、そもそも、森山氏からこのような不正な要求がなされ、これを関西電力の幹部職員とされる人物が拒絶していないこと自体、森山氏と関西電力との不適切な関係を如実に物語るものといわざるを得ない。本件音声によれば、森山氏と関西電力の幹部職員とされる人物との間で、複数回にわたる電話でのやり取りが行われたことが認められるところ、関西電力の幹部職員とされる人物は、その過程で、上司や外部専門家に相談の上で適切に対処する機会があったにもかかわらず、森山氏からの恫喝に対し毅然とした態度で臨むことなく、森山氏の不正な要求を拒まなかったことは本件音声等からも明らかであり、関西電力の幹部職員とされる人物の対応は不適切である。本件音声の一件は、森山氏の要求及びこれに対する関西電力の不適切な対応を具体的に示す事例であり、森山氏と関西電力との関係において、このような不適切な対応を許す土壌があったといわざるを得ない。

このような森山氏と関西電力との不適切な関係性が、本件事前発注約束等や

その他様々なコンプライアンスの問題を惹起する一因となったものと考えられる。